新製品開発等に関し支援を受けたい

62

新製品開発促進助成金

県内の中小企業の実施する新製品開発に対し助成金を交付することにより、早期の 製品化を支援します。

● 対象となる方

- (1)県内に主たる事務所・事業所を有する中小企業者
- (2) 直近3事業年度の国税及び地方税を完納している方

● 支援の内容

【助成対象事業】

- (1)コーディネータが、コーディネート活動を通し、支援が必要と認めたもので、製品開発後も引き続き支援を行うもの
- (2)必ず申請者を含む複数の中小企業で取り組むものであること (3)助成期間中に助成の対象となる製品(試作品)の完成が見込めること

【助成率及び限度額】

- (1)助成率:助成対象経費の2/3以内
- (2)助成限度額:100万円/件

【助成対象経費内訳】

経費区分	経費の内容
材料費	助成事業の実施に直接要する原材料、消耗品等の購入に要する経費。 原材料:直接製品を構成するもの。 消耗品:接着剤、乾電池、塗料等
装置費	機械装置又は工具・器具の改良、借上げ(リース、レンタル)に要する経費。 ※計上できる額は、助成対象経費総額の1/4以内とする。
外注費	外注加工、設計委託、ソフトウェア開発委託、原材料の分析等に要する経費。 ※助成事業の中枢をなす部分を外注費に計上することは出来ない。 ※計上できる額は、助成対象経費総額の1/3以内とする。
技術指導費	助成事業を行うに当たって外部からの技術指導等を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費。
その他	その他、製品開発に必要なものであり、機構が特に認める経費。 ただし、労務費、旅費・交通費、会議費、運搬費、知的財産関連経費、 振込手数料は除く。

【助成事業の実施期間】

(1)交付決定から6か月以内とし、期間内に製品開発が完了すること

- (1)技術革新の進展に即応した製品開発であり、新規性・独創性があること
- (2)助成事業の実施計画・体制が妥当であり、実現性があること
- (3)市場ニーズが見込めること
- (4)助成事業の自己負担分の調達が可能であること

● ご利用の方法

平成27年度は、7月31日まで募集します。 各月末までに申請があったものを、翌月15日までに審査委員会による審査を実施します。 詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県産業技術振興機構 振興部 プロジェクト推進課

TEL. 023-647-3163 FAX. 023-647-3139

新製品開発等に関し支援を受けたい

63 地域土産品開発等推進事業

菓子製造業者や農林漁業者等が取り組む、県産農産物を使用した土産菓子の新商品開発等に対し、支援します。

対象となる方

県産農産物を使用した菓子の新商品開発に取り組む県内の菓子製造業者や農林漁業者等

● 支援の内容

●商品開発支援

以下の2つのメニューがあります。

①土産品開発支援事業

【対象者】

菓子製造業者を中心とした連携体

【補助率】

定額(上限500千円)

【対象経費】

材料費、専門家謝金、マーケットリサーチ経費、パッケージデザイン費等

②わがまち土産品開発促進事業

【対象者】

市町村を中心とした農林漁業者等による連携体

【補助率】

1/2以内(国庫事業を活用予定)

【対象経費】

新商品開発費等

●商品力強化支援

県産農産物を使用した県内製造の土産品のコンテストを開催し、優良事例の顕彰及び 県内外に向けた情報発信を行う。

●土産品の高付加価値化

県内製造を示す認証制度を構築し、商品の付加価値向上を図る。

お問い合わせ先

山形県農林水産部 6次産業推進課 新事業創出担当

TEL. 023-630-2465 FAX. 023-630-2431

工場の進出等について相談したい

64 山形県企業立地ワンストップサポートセンター

県では、企業の立地に伴う課題解決を総合的にサポートする窓口として、山形県企 業立地ワンストップサポートセンターを開設しています。立地に関するあらゆるご相談 に応じます。

● 支援の内容

- ◆ニーズに応じたサービスを提供します。
 - ①工場用地の選定の支援
 - 要望に応じて山形県内の工場用地をご紹介します。
 - 現地視察についてもお気軽にご相談ください。
 - ②各種支援制度のご案内
 - 融資制度、税制上の優遇措置、補助制度等、立地に伴う支援策をご紹介します。 ③行政手続支援 立地に伴う各種申請・届出のスムーズな手続きのお手伝いをします。
- ◆その他、立地に関するあらゆる相談に応じます。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 工業戦略技術振興課 産業立地室

TEL. 023-630-2690 FAX. 023-630-2695

工場の新増設や設備導入の際の支援を受けたい

65 企業立地促進法に基づく設備投資に対する支援

事業者が工場の新増設や設備導入を行う計画(以下「企業立地計画等」という。)を 作成し、県の承認を受けた場合、一定の要件の下で各種の支援策を受けることがで きます。

● 対象となる方

- 企業立地計画等を作成し、県の承認を受けた事業者
- ※工事の着工、機械の導入の前に承認を得る必要がありますので、工場の新増設や設備 導入を計画している場合は、事前に県工業戦略技術振興課産業立地室にお問い合わせください。

● 支援の内容

- 一定の要件の下で、以下のような支援を利用することができます。
- ①日本政策金融公庫による特別融資
- ②中小企業信用保険法の特例(保証限度額の拡大等)
- ③地方税(不動産取得税・固定資産税)の課税免除
- ※ ①から③の詳細な内容については、下記の関係機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

【企業立地計画等について】

山形県商工労働観光部 工業戦略技術振興課 産業立地室

TEL. 023-630-3127 FAX. 023-630-2695

【支援内容①について】

株式会社日本政策金融公庫

【支援内容②について】

山形県信用保証協会

(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

【支援内容③について】

山形県税政課の課税担当(不動産取得税)

TEL. 023-630-2069

最寄りの市町村の税務担当(固定資産税)

成長分野参入への指導を受けたい

66

成長分野参入戦略指導事業

今後成長が期待されている「航空機」産業と「医療機器」産業への参入に向けた戦略やビジネスモデルの構築を支援します。

● 対象となる方

山形県内に事業所を有する中小企業者で、航空機産業または医療機器産業へ参入を 目指しているもの

● 支援の内容

航空機産業や医療機器産業への参入を目指す企業に対して民間の専門家を派遣し、参入にあたり抱える種々の問題(技術・人材・経営に関する課題、現場ニーズの把握、知的財産や認証への対応、ビジネスモデルの構築等)について、企業が進んでいるステージに応じた適切な指導・助言を行います。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部工業戦略技術振興課 ものづくり振興担当

TEL. 023-630-2369 FAX. 023-630-2695

航空機・医療機器分野へ参入したい

67 航空機・医療機器分野の認証取得支援

今後成長が期待されている「航空機」産業と「医療機器」産業への参入にあたって、 必要な認証の取得を支援します。

● 対象となる方

山形県内に事業所を有する中小企業者で、航空機産業または医療機器産業へ参入を目指しているもの

● 支援の内容

航空機産業や医療機器産業への参入に必要な法律上の資格や国際規格の認証取得について、取得に係る経費の一部を補助します。

- (1)対象となる認証制度
 - ①航空機に関する認証
 - -JISQ9100
 - NADCAP
 - ②医療機器に関する認証
 - 医薬品医療機器等法(製造販売業許可、医療機器認証)
 - ·ISO13485
- (2)対象経費
 - •申請料、審査料、認証料、翻訳料、通訳料
 - ・需用費(資料印刷費、図書購入費など)
 - ・コンサルティング経費(認証取得の外部専門家に支払う費用)
 - ・旅費(認証取得のために必要な調査等、出張のための経費)
 - ・負担金(認証取得のために必要な研修を受講する経費)
- (3)助成率等

助成率1/2以内 上限100万円

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部工業戦略技術振興課 ものづくり振興担当

TEL. 023-630-2369 FAX. 023-630-2695

航空機産業に新規参入・取引拡大したい

68

航空機産業参入促進事業

航空機産業への新規参入、取引拡大に向けた支援を行います。

● 対象となる方

山形県航空機産業地域戦略研究会会員企業

◆会員は随時受付中です。**会費は無料**です。

● 支援の内容

航空機産業関連情報の提供

お問い合わせ先

山形県航空機産業地域戦略研究会事務局 公益財団法人山形県企業振興公社 ものづくり振興部 TEL. 023-647-0662 FAX. 023-647-0666

医療機器関連産業に新規参入・取引拡大したい

69

医療機器産業参入セミナー <u>(兼 村山インダストリー</u>倶楽部「医療機器」部会)

医療介護機器関連産業分野への新規参入、取引拡大に向けた支援を行います。

● 対象となる方

県内の企業

● 支援の内容

医療介護機器関連産業への参入に向けた勉強会を開催します。(年3回) 【内 容】関連産業の動向及び法規制等の説明、参入事例の紹介等 【参加料】無料

●ご利用の方法

日程・会場は現在のところ未定ですので、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県産業技術振興機構 振興部 プロジェクト推進課

TEL. 023-647-3163 FAX. 023-647-3139 ⊠ info@ypoint.jp

山形県村山総合支庁 産業経済部 産業経済企画課 TEL, 023-621-8438 FAX, 023-621-8437

建設業等における新分野進出に関し支援を受けたい

70

山形県建設産業新分野進出支援センター 専門相談事業

新分野進出における事業選定・実施計画の策定・販路拡大の相談について、中小企業診断士や経営士をアドバイザーとする専門相談を行っています。また、建設業本業の経営相談にも応じています。

● 対象となる方

山形県知事の許可を有する者又は国土交通大臣の許可を有する者のうち、山形県内に主たる営業所を有する者

● 支援の内容

中小企業診断士や経営士をアドバイザーとして営業所等へ派遣します。相談は、1回あたり2~3時間程度とし、**1案件につき3回まで無料**でご利用できます。

●ご利用の方法

申込書に相談したい内容を記入のうえ、FAX又は電子メールでお申し込みください。 <申込先>

山形県建設産業新分野進出支援センター (山形県県土整備部建設企画課内)

FAX 023-630-2632

E-mail ykenki@pref.yamagata.jp

お問い合わせ先

山形県県土整備部 建設企画課 建設業振興担当 TEL. 023-630-2658 FAX. 023-630-2632

ものづくりについて情報交換したい(村山地域)

村山インダストリー倶楽部の運営

ものづくり企業が抱える地域課題の解決に向け、全体交流会や各部会を通して企業間や産学官金の連携を図るとともに、同倶楽部から派生した新たな事業展開や新製 品開発、高付加価値化等に取り組む企業グループを支援します。

対象となる方

村山地域の企業

● 支援の内容

- (1)全体会開催
- 講演会、イブニングサロン方式の研究会、情報交換会の開催(2)部会開催
- - 【医療機器部会】 〈(公財)山形県産業技術振興機構と共催〉 ア 研究会開催 イ 医療現場ニーズに対する商品企画 ウ 医療の展示会への共同出展や視察研修会
 - 【工農連携部会】
 - ア 研究会開催 イ 農業生産現場ニーズに対する機械開発 ウ 県産野菜等の加工技術の学習(6次産業化)及び加工用機器開発
- (3) 会員への各種情報提供

【会費】無料

新商品開発や新製品の販路開拓に関し支援を受けたい(村山地域)

村山ものづくり価値創造支援事業

新たな商品の開発又は改良、新たに開発した商品の販路開拓に係る経費について 補助を行います。

● 対象となる方

村山インダストリー倶楽部会員を含むグループ (グループ内に会員以外の企業が含まれても応募は可能。ただし、県内企業であること。)

● 支援の内容

(1)新商品開発支援事業

新たな商品開発又は既製品の改良のための、企画・設計、試作品等の開発

(2)販路開拓強化事業

新たに開発した製品の販路開拓事業(展示会の開催・出展等) 補助率は補助対象経費の1/2以内

補助金の上限額は30万円

事業区分	補助対象経費	
新商品開発 支援事業	原材料費、機械装置・工具器具費(5万円以上の備品は除く)、外注加工費、講師に係る謝金・旅費、使用料(会議室等賃借料、機器のレンタル料)、活動旅費	
販路開拓 強化事業	展示会開催費、展示会出展費、小間装置費、運搬費、交通費、印刷製本費、消耗品及び材料購入費、講師に係る謝金・旅費、使用料(会議室等賃借料、機器のレンタル料)、委託料	

お問い合わせ先

山形県村山総合支庁 産業経済部 産業経済企画課 TEL. 023-621-8438 FAX. 023-621-8437

コンサルティング会社等を活用して販路を開拓したい

山形県中小企業トータルサポート補助金 73 (コンサルティング活用販路開拓等支援事業

県内に主たる事務所、事業所を有する中小企業者(製造業)が自社製品等について、 コンサルティング会社等を活用して、県内外で販路開拓等を行うことを支援します。

● 対象となる方

次の(1)~(2)の要件をいずれも満たす中小企業者

- (1) 県内に主たる事務所、事業所を有すること。
- (2) 製造業を主たる事業として営んでいること。

● 支援の内容

【事業概要】

本県製造業者の競争力強化を推進し、付加価値額の増加を図るため、県内中小企業者が 自社製品等について、コンサルティング会社等を活用し、県内外で販路開拓等を行う事業として山形県知事が認定したものについて補助金を交付します。

【補助内容】

① 補助対象事業 自社製品等の販路開拓等について、コンサルティング会社等と委託契約を締結して実施 ・ スナー・ カート は 日の ましば 増め 野 本生の 世 大生 が 目込 める もの する事業で、自社製品の売上げ増や販売先の拡大等が見込めるもの

- ② 補助率: 1/2以内 ③ 補助金額(上限): 250万円以内 ④ 補助対象経費

外注費※(コンサルティング会社等への委託) 事業費(旅費、謝金、会議費、商談会・展示会出展経費(会場設営、運搬費等を含む)、 印刷製本費、資料購入費、広告宣伝費、市場調査費、原材料費、消耗品費、雑役務費) 委託料(製品改良等に伴うもの) ※必須項目

【募集期間】

平成27年5月18日(月)~6月8日(月)

● ご利用の方法

補助金申請までの流れ等は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県中小企業トータルサポート補助事業地域事務局 (山形県中小企業団体中央会内)

TEL. 023-665-1077 FAX. 023-665-1078 山形県商工労働観光部 中小企業振興課 企業振興担当 TEL. 023-630-2135 FAX. 023-630-3267

74 販路開拓コーディネート事業

優れた新商品・新サービスを持つ中小企業者の、マーケティング企画からテストマーケティング活動までを支援し、新たな市場開拓に繋げます。

※テストマーケティング活動の支援・・・想定市場の企業に販路開拓コーディネーターが同行 訪問し、市場の受容性を把握、市場投入までの道筋を組み立てるための支援を行います。

対象となる方

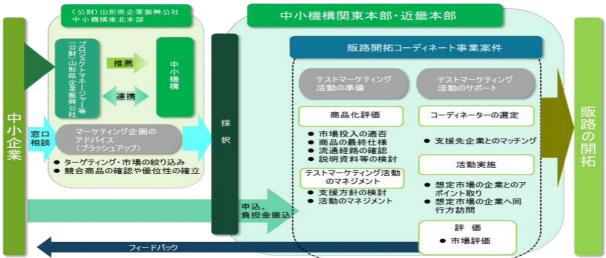
中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認(48番)を受けた中小企業者等 首都圏・近畿圏を市場とする優れた新商品・新サービスの販路開拓を目指す中小企業者等

● 支援の内容

中小企業基盤整備機構の関東本部と近畿本部に、商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家(販路開拓コーディネーター)を配置。新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。

手続きの流れ

- (1)本事業の支援を希望する時は、まず、(公財)山形県企業振興公社に相談してください。 (新規性や、性能の効果の保証などの一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添え ないこともあります。)
- (2)(公財)山形県企業振興公社は中小企業基盤整備機構東北本部と協力して、申込企業等のマーケティング企画の練り上げを支援するとともに、中小企業基盤整備機構の関東本部又は近畿本部に推薦します。
- (3)中小企業基盤整備機構の関東本部と近畿本部は、推薦企業に適した販路開拓コーディネーターを選定します。販路開拓コーディネーターは想定市場の企業への同行訪問を行います。販売代行事業ではありませんので、申込企業にも同行をお願いします。なお、その際、販路開拓コーディネーターの謝金の一部(販路開拓コーディネーター1人・1開拓先あたり4,100円/回)については、申込企業の負担となります。



〈販路開拓コーディネート事業の基本スキーム〉

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部 経営支援部 経営支援課

TEL. 022-716-1751 FAX. 022-716-1752 公益財団法人山形県企業振興公社 経営支援部 TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666

ビジネス・マッチングステーション

主に製造業とサービス業の方が、新規取引先を探す手段としてご利用いただける公的機関が実施している取引受発注支援サイトです。

● 支援の内容

- 1 インターネット環境が整備されている場合
- インターネットから直接お申し込みください。(ご利用までは7日から10日かかります)
 - ①お申し込み
 - ②IDを画面上で取得、パスワードはメールにより取得
 - ③仮会員一部機能利用可能
 - 4)入会審査
 - ⑤正会員手続き完了

ビジネスマッチングステーション

URL http://www.biz-match-station.zenkyo.or.jp/

2 インターネット環境が未整備の場合

(公財)山形県企業振興公社にご相談ください。

【ビジネス・マッチング・ステーションで出来ること】 ビジネス・マッチング・ステーションは以下のようなことができます。 ①企業情報検索により取引したい企業の概要が見られます。

- ②案件検索により具体的な仕事の中身が見られます
- ③取引したい企業又は案件が見つかりましたら連絡が取れます。
 - 直接電話で連絡を取る
 - インターネット上で連絡を取る

 - ご登録いただいている中小企業振興機関からあっせんを受ける。※ ※あっせんを受けるためには(公財)山形県企業振興公社への登録が必要となりますので、詳細はご相談ください。**(登録料は無料です。)**

【費用】

システムの登録・利用は無料です。



お問い合わせ先

公益財団法人全国中小企業取引振興協会 ビジネス・マッチング・ステーション担当

TEL. 03-5541-6688

■ biz-match-station@zenkyo.or.jp

公益財団法人山形県企業振興公社 ものづくり振興部 TEL. 023-647-0662 FAX. 023-647-0666

取引先を開拓したい

76

商談会等の開催 ((公財)山形県企業振興公社)

商談会等開催による中小企業の受注・発注の取引拡大を支援します。

● 対象となる方

中小企業者等

● 支援の内容

(公財)山形県企業振興公社が以下の商談会を開催します。

- ①取引商談会
 - •平成27年7月9日(天童市)

【参集範囲】 県内、関東・東北地区の発注企業 100社程度

(一般機械、金属製品、電気機器、輸送用機械等のメーカー・商社)

県内外の受注企業 300社程度 (機械加工、鋳物、プレス、製缶・板金、プラスチック成形加工業者等) 【参加費用】発注企業一無料、受注企業一(県内)10,000円、(県外)13,000円(予定)

•平成28年2月(山形市)

【参集範囲】県内、関東・東北地区の発注企業 70社程度

(一般機械、金属製品、電気機器、輸送用機械等のメーカー・商社) 県内(及び県外の公社賛助会員含む)の受注企業 200社程度

(機械加工、鋳物、プレス、製缶・板金、プラスチック成形加工業者等)

【参加費用】未定

②三県(山形・宮城・福島)合同商談会

平成27年11月(東京都)

【参集範囲】 関東地区を中心とした発注企業 50社程度 宮城・山形・福島県の受注企業 150社程度

【参加費用】3.000円(予定)

③個別商談

発注企業の希望に応じ、随時開催していますのでご相談ください。

ご利用の方法

詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 ものづくり振興部 TEL. 023-647-0662 FAX. 023-647-0666

J-GoodTech

優れた技術や製品を有する日本の中小企業と国内大手企業や海外企業をつなぐマ ッチングサイトです。専門家による仲介サポートや商談会の開催などとも連動させることで、マッチングや商談成約率の大幅アップを目指します。

対象となる方

優れた技術・製品を有し、販路開拓に意欲的なものづくり中小企業が対象となります。 具体的には次のような企業が対象です。

- ●ニッチトップからグローバルニッチトップへの進展を目指す中小企業
- ●大手メーカーや商社等との共同開発、事業提携、取引を目指す中小企業
- ●海外企業との事業提携等による海外展開を目指す中小企業

● 支援の内容

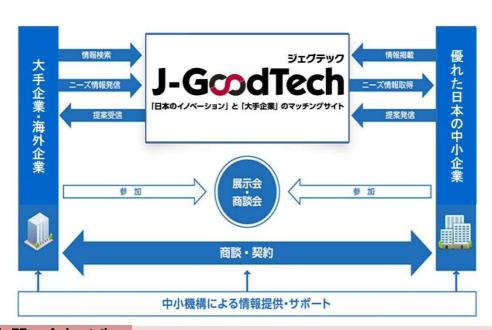
- ①ウェブ画面への情報入力、更新及び動画作成等に関するアドバイス ②ウェブ掲載ページの英訳サービス ③大手メーカー等との商談会のご案内 ④大手メーカー等に対する課題解決や用途提案に関するアドバイス ⑤大手メーカー等との商談、契約、取引等に関するアドバイス ⑥海外企業からの問合せ、契約、取引等に関するアドバイス

【費用について】

ウェブ掲載(日本語・英語)及び各種支援に係る費用は無料。 (ただし、中小機構による既存の有料支援サービスは除きます)。

● ご利用の方法

- ●ジェグテックのホームページより、掲載申請書をダウンロードし、必要事項を記載の上、中 小機構あてに電子メールでご応募ください。
- ●中小機構において申請内容を審査し、掲載企業の採択を行います。



お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部 経営支援部 経営支援課

TEL. 022-716-1751 FAX. 022-716-1752

取引先を開拓したい

78

新価値創造展

中小企業者が自ら開発した新製品、サービス、技術等を一堂に会し展示することによ り販路開拓、市場創出、業務提携といったビジネスマッチングを促進することを目的と して中小企業総合展を開催しています。

● 対象となる方

自ら開発した新製品やサービス等を広く紹介し、販路の拡大を考えている中小企業者等 (中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けている企業)

イベント内容

【概要】

自社の強みの再認識と魅力発信を通じて、他の出展者・事業者との共創、自社技術サー ビスの新たな視点による組み合せが新規事業につながるなど、企業同士が刺激しあい、 新たなスタートアップとなる場を提供します。

【開催場所】(予定) 東京(東京ビッグサイト)

大阪(インテックス大阪)

【開催時期】(予定) 東京:平成27年11月18日~平成27年11月20日

大阪: 平成27年5月27日~平成27年5月29日

【募集時期】 下記にお問い合わせください。

● ご利用の方法

- (1)新価値創造展事務局に出展申込書を提出してください。(2)事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定します。(3)事務局から文書により出展決定を通知します。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課

TEL. 03-5470-1525 FAX. 03-5470-2368

下請取引あっせん事業

中小企業の新たな取引先の開拓を支援するために、受発注情報収集と下請取引の 紹介、あっせんを行っています。

対象となる方

新たな取引先を開拓したいと考えている中小企業

● 支援の内容

(公財)山形県企業振興公社の職員が、県内外において、希望する業種、設備、技術などの 条件に合った、取引先のあっせんを行います。

【料金】無料

ご利用の方法

発注又は受注を希望する企業は、(公財)山形県企業振興公社にご連絡ください。公社から 受発注情報等を提供し、取引先を紹介します。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 ものづくり振興部 TEL. 023-647-0662 FAX. 023-647-0666

取引先を開拓したい(自動車関連)

80 とうほく・北海道新技術・新工法展示商談会

トヨタグループをはじめとする東海地区の自動車関連企業に対して、とうほく・北海道地場企業の優れた技術を紹介し、具体的取引や協力関係の構築を目指します。

● 対象となる方

「山形県自動車産業振興会議」の会員企業等のうち、車両部品、車両製造に関連する機械設備等の分野において、新技術や新工法を提案できる山形県内に生産拠点のある企業。

● 開催概要

車両部品、車両製造に関連する機械設備等の分野において、「原価低減」「質量低減」「生産(作業)性向上」「品質/性能向上」「安全/環境対策」など自動車業界のニーズに基づいた新技術や新工法を積極的に提案・アピールする展示商談会です。

【日程】

平成28年2月4日(木)、5日(金)

【会場】

トヨタ自動車株式会社本館ホール(愛知県豊田市トヨタ町1番地)

●ご利用の方法

詳細については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 工業戦略技術振興課 ものづくり振興担当

TEL. 023-630-2358 FAX. 023-630-2695

取引先を開拓したい

81

庄内商談会 2015

山形県内外の発注企業と、主に庄内地域の受注企業の取引拡大を支援するため 庄内地域で商談会を開催します。

● 対象となる方

製造業者等

● 支援の内容

山形県庄内総合支庁が「庄内商談会2015」を開催します。 協力企業・外注企業の新規開拓、将来の発注に向けた情報収集等にご活用ください。

◇時期 平成27年11月(予定)

◇会 場 いろり火の里文化館 なの花ホール(予定) 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東172-1

◇募集企業

〇発注企業 35社程度

一般機械、金属製品、電気機械、輸送用機械等のメーカー、商社など 高い技術力を持った協力企業を求めている企業、新製品の試作を外注したい企業、 新たな協力工場を探したい企業、開発パートナーを見つけたい企業等

〇受注企業 85社程度

機械加工・組立、鋳造・鍛造、製缶・板金・プレス、プラスチック成形、電気機器、塗装・表面処理、ソフトウェア、機械設計、ゴム製品、段ボール製品等の製造企業など

◇参 加 費 無料

募集時期になりましたら、山形県のホームページ等でお知らせしますので、「庄内商談会」で検索ください。

なお、事前の申込みが必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県庄内総合支庁 産業経済部 産業経済企画課 TEL. 0235-66-5484 FAX. 0235-66-4728

組込みシステムの開発や関連ビジネス拡大に取り組みたい

82| 組込み関連産業クラスタ形成事業(商談会開催等)

組込み関連企業をはじめとするコンピュータに関する電気電子関連やソフトウェア開発を中心とした企業のビジネス拡大及びネットワーク構築を支援します。

● 支援の内容

1 マッチング支援

東北経済産業局及び東北各県が連携して、組込み関連企業のビジネス拡大に向けたマッチング支援事業を実施しています。

【内 容】

. 情報通信、家電、自動車分野におけるメーカーをターゲットとした展示商談会の開催(年4回程)

【出展料】

21,600円(税込み)※予定

2 企業間交流の促進(山形県次世代コンピュータ応用ネットワークの会員募集)

県内のコンピュータに関する電気電子関連やソフトウェア開発を中心とした企業及び技術者等における連携を構築するための推進組織、「山形県次世代コンピュータ応用ネットワーク」では会員を募集しています。HP(http://www.ynca.jp/)上から、ぜひ、ご入会ください。

【目的】

企業連携によるビジネス拡大及び新分野開拓

【活動】

- ・企業間交流会(企業・製品紹介、パートナー探し等)の開催(年5回程)
- ・メーリングリストによる情報交換
- ・勉強会(3Dプリンタ勉強会、PICマイコン勉強会等)
- •展示会共同出展等

【会費】

入会金、年会費は無料。情報交換会など経費が必要な場合は、都度実費を徴収

ご利用の方法

詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 工業戦略技術振興課 ものづくり振興担当

TEL. 023-630-2368 FAX. 023-630-2695

地場産業の販路拡大の支援を受けたい

地場産業等販路開拓事業費補助金

地場企業の組合やグループなどが、地域の資源や特性を生かした地場産業製品の 販路開拓や新商品・新技術開発等のため行う事業に要する経費について補助します。

● 対象となる方

(1)組合等

以下の①~⑥のいずれかに該当するもの

- ①事業協同組合、事業協同小組合又は協同組合連合会
- ②商工組合又は商工組合連合会
- ③酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額 とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者
- ④水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- ⑤地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められる公益法人
- ⑥特定非営利活動法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と 認められるもの

(2)地域グループ

複数の中小企業者、及び(1)の①~⑥に該当する組合等を主とするグループであって、次の (a)~(c)のいずれかに該当するもの

- (a)前記①~⑥に該当する者を主たる構成員とし、中小企業の振興を目的として設立された 団体であって、山形県知事が実施主体として適当と認めたもの
- (b) 中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の1/2未 満であり、かつ国、国に準ずる機関又は都道府県等が資本の額又は出資の総額の1/3 以上を出資又は拠出を行っている会社
- (c) 複数の中小企業者、組合等を主とするグループであって、山形県知事が実施主体として 適当と認めたものであり、かつ以下の条件をすべて満たすもの 大企業が参加する場合にあっては、当該大企業の所要資金については補助対象経費
 - から除外されていること。
 - ・事業の実施に係る補助金の交付の窓口となり、かつ経理を行う実施主体を1者予め定 め、当該実施主体が補助金に係る特別の会計を設けて補助事業であることを明確にし ていること。

▶支援の内容

【補助対象事業の内容】

地域の資源や特性を生かした地場産業製品の販路開拓を目的として行う、市場調査、商品 又は役務の改良(研究開発、試作、評価等を含む)、展示会等の開催又は展示会出展等の 顧客獲得に係る事業

- ※次のいずれかに該当する事業については対象になりません。
 - ・県及び国(特殊法人等を含む。)が助成する他の制度(補助金等)と重複する事業
 - ・商品の販売を伴う展示会事業
 - 市場調査にとどまるもの等、事業化を念頭においていない初期段階の事業

【補助対象経費】

(事業費)謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借損料、雑役務費 委託費

(販路開拓費)マーケティング調査費(展示会等出展費、調査費、広報費)、委託費 (試作・開発費)原材料費、機械装置等費、試作・実験費、委託費

【補助率】

補助対象経費の1/2以内

※平成27年度の募集は終了しました。(募集期間:平成27年3月23日(月)~4月6日(月))

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県 商工労働観光部 商業·県産品振興課 県産品振興担当

TEL. 023-630-2190 FAX. 023-630-3371 各総合支庁 産業経済部 産業経済企画課 (巻末 関係機関連絡先一覧参照)

地場産業の振興のために支援を受けたい

84 伝統的工芸品産業産地補助金

国の指定を受けた伝統的工芸品の産地組合が、振興計画に基づき実施する振興事業(後継者育成、需要開拓等)等に対する補助を行います。

対象となる方

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、振興計画等の認定を受けた協同組合

● 支援の内容

【対象事業】

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定による「振興計画に基づく事業」

- ・後継者育成事業・技術・技法の記録収集・保存事業・意匠開発事業
- ·原材料確保対策事業 ·需要開拓事業

【補助率】

- ・後継者育成事業 1/2以内
- その他の事業 1/3以内
- ※平成27年度の募集は終了しました。(募集期間:平成27年3月23日(月)~4月6日(月))

●ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

85 地場産業等振興プラットフォーム

外部アドバイザーで構成するプラットフォームにおいて、補助金採択審査及び補助事業者等に対する指導助言を行います。

● 対象となる方

地場産業等販路開拓事業費補助金(83番)の実施者 伝統的工芸品産業産地補助金(84番)の実施者

● 支援の内容

- ①地場産業等の補助事業採択に関する審査
- ②補助事業実施事業者等に対する助言指導
- ③その他、広く地場産業等の振興、活性化のための助言指導等

【費用】無料

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県 商工労働観光部 商業·県産品振興課 県産品振興担当

TEL. 023-630-2190 FAX. 023-630-3371 各総合支庁 産業経済部 産業経済企画課

(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

首都圏、関西圏で受注獲得に向けた情報収集・発信をしたい

86

取引推進員等設置事業

受注獲得に向けた情報収集・発信を行います。

● 対象となる方

県内の企業

● 支援の内容

取引推進員及び発注開拓推進員を設置し、県内ものづくり企業の受注 獲得に向けた情報収集・発信を行う。

3名 取引推進員 (公社内) 発注開拓推進員 (首都圏) 2名 (関西圏) 1名

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 ものづくり振興部

TEL. 023-647-0662 FAX. 023-647-0666

県産品の販路拡大の支援を受けたい

87

山形県の観光と物産展

県と市町村、関係団体が連携し、優れた県産品等を観光と連携させながら全国の消 費者に強くアピールする取組みを行います。

● 対象となる方

県内製造業者(食品、鋳物等)、物販業者等

● 支援の内容

全国の主要都市において山形県の観光と物産展を開催し、県産品等のブランド化、「やまが

た」のイメージアップ及び観光誘客を図ります。 平成27年度会場(予定):日本橋三越本店、名古屋名鉄本店、仙台藤崎本店、東急吉祥寺店、丸広川越店、新宿西ロイベント広場

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県の観光と物産展実行委員会事務局 公益社団法人山形県観光物産協会

TEL. 023-647-2535 FAX. 023-646-6333

県産品の販路拡大の支援を受けたい

88

山形県アンテナショップ 「おいしい山形プラザ」トライアル販売

県では、県産品の商品力向上を目指し、東京・銀座の山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」でトライアル販売を実施しています。

対象となる方

主たる事業所が山形県内に所在する製造業者

● 支援の内容

1 トライアル販売とは

山形県内の事業者から募集した県産品を、山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」(以下「プラザ」という。)で3か月間販売し、そこで得られた情報を事業者にフィードバックすることにより、県内企業の売れる商品づくりを支援するものです。

2 トライアル販売期間

3ヶ月間を単位とします。

第1期 平成27年7月~9月 第2期 平成27年10月~12月 第3期 平成28年1月~3月

3 販売条件

- (1)山形県アンテナショップ物販部門運営事業者(以下「運営事業者」という。)が委託販売を行います。
- (2) 販売手数料は、トライアル販売価格の20%です。
- (3)トライアル販売商品の納入及び返品等は応募者の負担となります。返品等には、販売期間が終了した場合のほか、賞味期限が切れた場合や賞味期限が近づいた場合で運営事業者がやむを得ないと判断した場合を含みます。
- (4)その他の販売条件については、運営事業者と協議していただきます。

4 応募商品の要件

次のすべてに該当する商品とします。

- (1)県産品であること。県産品とは主たる事業所が山形県内に所在する製造業者(加工品の製造を行う農業生産法人等を含む。)が、山形県内で製造した商品。
- (2)申込時において、発売後5年以内の加工食品であること。
- (3)これまでプラザの特産品販売フロア(イベントコーナーを除く)の通常商品として取り扱っていない商品であること。
- (4)食品衛生法、JAS法等各種法令等に定められた表示義務等に対応していること。
- (5)JAS法において原産地表示が義務付けられた加工食品については、表示される原材料の原産地が、国内であること。
- (6) 賞味・消費期限が1週間程度以上のもの。
- (7)PL(製造物責任)保険(同等以上の賠償責任保険でも可)に加入していること。
- (8)トライアル販売期間(3か月)安定供給できるものであり、販売数量に著しい限定がなく、山 形県内でも一般的に購入できるものであること。
- (9)運営事業者が試食販売を行う場合に、試食品を提供できること。

5 応募期間

販売期間	第1期(平成27年7月~9月)	第2期(平成27年10月~12月)	第3期(平成28年1月~3月)
募集期間	平成27年4月27日~5月26日	平成27年7月1日~31日	平成27年10月1日~30日

※第1期の募集は終了しました。

●ご利用の方法

申し込み手続きについては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 商業·県産品振興課 県産品振興担当

TEL. 023-630-2190 FAX. 023-630-3371

県産品のブラッシュアップのための支援を受けたい

山形県アンテナショップ 「おいしい山形プラザ」イベントコ*ー*ナ 89

県内生産者・製造業者等が、自らの商品等に関する消費者の反応・意見等に直接触 れ、商品等のブラッシュアップにつなげる機会を提供します。

▶ 対象となる方

以下の方が山形への観光誘客のための催事や県産品のブラッシュアップのための販売等を 行う場合に利用できるものとします。

- ①県、市町村、商工・観光・農林関係団体、協同組合・公益法人等の公的団体
- ②主たる事業所が山形県内に所在する生産者・製造業者等③「おいしい山形プラザ」パートナーショップ店舗運営者

● 支援の内容

【場所及び面積】

東京都中央区銀座1丁目5-10 山形県アンテナショップ1階の一部約7.6㎡ . イベントコーナー利用者が、店舗前専有スペースの使用を希望する場合は、その使 用も可能です。)

【利用時間帯】

午前10時から午後8時まで

【提供する什器等】

販売台、冷蔵冷凍ケース、作業台、レジ、コンセント ※これ以外に必要な什器等は、事前に物販部門運営事業者の承認を得たうえで、利用者にご準備いただきます。

売上の15%(ただし、利用者が、県及び市町村の場合は、売上の10%)

搬入・搬出等に要する経費は利用者の負担となります。

【販売する商品等】

以下の項目を全て満たすものとします。

- ①県産品であること(県産品は以下のとおり)又は商品の主な原材料が県内産であること ・県内で生産された農林水産物
- ・主たる事業所が県内に所在する製造業者等が、県内で製造したもの ②食品衛生法・JAS法等各種法律に定められた表示義務等に対応していること
- ③JAS法において原産地表示が義務付けられた加工食品については、表示される原材料 の原産地が、国内であること

【利用期間】

1回の利用期間は、原則として3日間以内(ただし、申し込み状況に空きがある場合は、4日 以上のご利用も可能ですので、申込受付窓口までお問い合わせください。)

● ご利用の方法

- (1)利用を希望する方は、イベントコーナー利用申込書により、下記申込受付窓口まで申し込 みを行ってください。詳しい内容については、下記までお問い合わせください。
- (2)申し込みは、上記申込書を以下の申込受付窓口に郵送又は持参してください。

【申込受付窓口】

東京都中央区銀座1丁目5-10 山形県アンテナショップ「おいしい山形プラザ」内 イベントコーナー利用担当

TEL. 03-5250-1757 FAX. 03-5250-1751

『利用申し込みは、四半期ごとに受け付けます。

(期限後も空きがある場合は随時受け付けますので申込受付窓口までお問い合わせください。) 下記の利用申込期限及び利用決定通知日が休日の場合は、当該日以前の休日以外の日とします。

	利用日	利用申込期限
第1四半期	4月1日~6月30日	12月末
第2四半期	7月1日~9月30日	3月末
第3四半期	10月1日~12月30日	6月末
第4四半期	1月4日~3月31日	9月末

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 商業・県産品振興課 県産品振興担当

TEL. 023-630-2190 FAX. 023-630-3371

販路拡大のために情報を発信したい(食関係)

90

やまがた食材ネット

県産農林水産物の利用拡大や契約取引の促進、食に関わる事業者の方々の情報発信、販路拡大支援等を目的に開設・運営しているマッチングサイトです。

● 対象となる方

県内の農林漁業者・農産加工事業者、食品製造業者、流通・小売業者、ホテル・旅館業者、 飲食店等

● 支援の内容

- ・登録会員の「売りたい」「買いたい」情報の発信
- ・登録会員のプロフィール情報(こだわり情報)の発信
- ・登録会員によるブログでの情報発信(リンク貼付)
- ・商談会や見本市等の販路拡大・ビジネス情報の提供
- ・研修会、補助事業等6次産業化に関する各種施策情報の提供

●ご利用の方法

[利用料]無料

食材ネット申込フォームより、必要事項を入力し会員登録頂くと、内容審査の上、24時間以内に情報が発信されます。

会員には随時メルマガで情報が配信されます。

お問い合わせ先

やまがた食産業クラスター協議会

TEL. 023-679-5081 FAX. 023-679-5082

新たな市場開拓や販路拡大を図りたい(食料品製造業者等)

91 おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会

宮城・山形両県で策定した「宮城・山形の連携に関する基本構想(みらい創造! MY ハーモニープラン)」の一環として、両県が誇る豊富な食材を対象とするビジネス商談会を開催することにより、食料品製造業者等の新たな市場開拓や販路拡大を行い、食産業の振興を図ります。

● 対象となる方

(1)宮城・山形両県のいずれかに事業所を有し、食料品を生産・製造する事業者(納入企業) (2)食料品を取り扱う小売業、卸売業、外食産業等事業者(仕入企業)

● 支援の内容

【主催】

宮城·山形合同商談会実行委員会

(構成:宮城県、山形県、㈱七十七銀行、㈱山形銀行、やまがた食産業クラスター協議会)

【商談内容等】(予定)

- (1)展示商談
 - 納入企業が個々のブースに商品を展示し、試食や試飲等を通じて商談を行います。
- (2)個別面談商談
 - ・納入企業・仕入企業双方の希望をもとに商談スケジュールを設定し、個々のテーブルで対面して商談を行います。
- (3)懇親交流会
 - 納入企業と仕入企業が名刺交換等を通して交流を行います。

次回開催日程等(予定)

- ·日時:平成27年10月20日(火)
- 場所:ホテルメトロポリタン仙台(宮城県)

【昨年度実績】(山形県開催)

[商談会の日程]

日時: 平成26年10月28日

場所:パレスグランデール(山形県)

[参加者]

納入企業 80社(山形55社、宮城25社) 仕入企業 55社(うち首都圏31社)





お問い合わせ先

やまがた食産業クラスター協議会

TEL. 023-679-5081 FAX. 023-679-5082

特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい

研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減

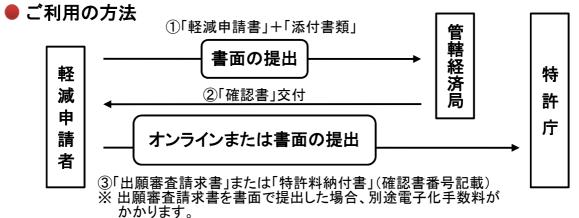
研究開発に取り組まれている中小企業の皆様が特許を取得する際の審査請求料・ 特許料を半額に軽減します。

● 対象となる出願

- (1)売上高に対する試験研究費等比率が3%超の中小企業者が行う出願
- (2)中小企業新事業活動促進法(廃止前の新事業創出促進法を含む。)に基づく中小企業 技術革新制度(SBIR)の補助金等交付事業の成果に係る出願
- (3)中小企業新事業活動促進法(改正前の中小企業経営革新支援法を含む。)に基づく承認 経営革新計画における技術に関する研究開発事業の成果に係る出願及び承認経営革 新計画に基づき承継した出願
- (4)中小企業新事業活動促進法に基づく認定異分野連携新事業分野開拓計画における技 術に関する研究開発事業の成果に係る出願及び認定異分野連携新事業分野開拓計画 に基づき承継した出願
- (5)「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定を受けた特定研究 開発等計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願及び特定研究開発等計 画に基づき承継した出願
- (6)中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(旧創造法)における認定研究 開発等事業計画に従って行われる研究開発事業に係る出願
- ※ (1)については、特許法等の一部を改正する法律(平成23年法律第63号。以下「平成23年 改正法」という。)に伴う産業技術力強化法の改正により、予約承継要件・職務発明 要件が廃止されたことによって、他者から譲り受けた出願も対象に含まれることになり ました。
- ※(3)、(4)については、平成23年改正法に伴う産業技術力強化法の改正により、計画に基づき承継した他者による出願も新たに対象に含まれることになりました。 ※(5)については、平成23年改正法に伴う中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の改正により、特定研究開発等計画に基づき他者から譲り受けた出願も新たに対象に含まれることにおいます。 対象に含まれることになりました。
- ※(6)については、出願した発明が職務発明であり、かつ、使用者等(会社等)がその職務 発明を予約承継をしていること。
- ※(2)~(6)については、上記事業(又は計画)開始から事業(又は計画)終了後2年以内 の出願に限ります。

▶ 支援の内容

- (1)審査請求料の1/2軽減
- (2)特許料(第1年分から第10年分(※))の1/2軽減
 - ※ 平成23 年改正法により、従来は第1年分から3年分(「中小企業のものづくり基盤技術 の高度化に関する法律」に基づく軽減期間は第1年分から第6年分)まで軽減されて いた軽減期間が、第1年目から第10年目まで延長されることになりました。ただし、延 長された軽減期間が適用される対象は、平成24年4月1日以降に審査請求・特許料 納付の手続がされるものであり、平成24年3月31日以前に手続がされたものについて は、改正前の減免制度が適用されます。



お問い合わせ先

東北経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室 TEL. 022-223-9730 FAX. 022-262-5906

特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい

中小ベンチャー企業・小規模企業等に 対する特許料等の軽減

中小ベンチャー企業や小規模企業等の皆様が国内や海外で特許を取得する際に必 要な手数料を1/3に軽減します。

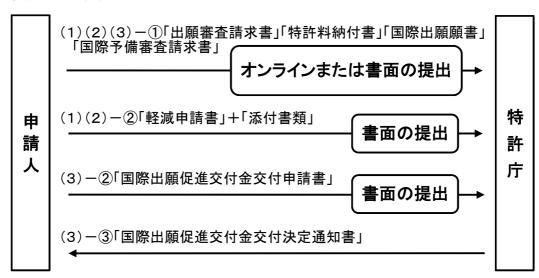
● 対象となる方

- (1)以下①又は②の要件を満たす個人事業主
 - ①従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下)
 - ②事業開始後10年未満
- (2)以下①又は②の要件を満たす法人
 - ①従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下)
 - ②設立後10年未満で資本金3億円以下
 - ※大企業の子会社など支配法人のいる場合を除く

● 支援の内容

- (1)国内出願に要する手数料についての軽減
- ①審査請求料を1/3に軽減 ②特許料(第1年分から第10年分)を1/3に軽減 (2)国際出願(PCT出願)に要する手数料についての軽減
 - ①調査手数料・送付手数料を1/3に軽減
 - ②予備審査手数料を1/3に軽減
 - ※上記(1)(2)は、平成26年4月から平成30年3月までに特許の出願審査請求又は日本 語による国際出願(PCT出願)を行う場合が対象になります。
- (3)国際出願(PCT出願)に要する手数料についての軽減(※)
 - ①国際出願手数料を1/3に軽減
 - ②取扱手数料を1/3に軽減
 - ※上記(3)は、平成26年4月以降に日本語による国際出願(PCT出願)を行う場合が対象 になります。
 - ※対象となる手数料について、全額納付後に納付した金額の2/3に相当する額を国際出 願促進交付金として交付します(実質的な手数料負担の軽減)。

ご利用の方法



お問い合わせ先

東北経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室 TEL. 022-223-9730 FAX. 022-262-5906

海外での産業財産権の保護・活用について支援を受けたい

94 「海外での産業財産権」の活用に関する支援

海外知的財産プロデューサーに海外での事業展開に応じた知的財産戦略等の相談をすることができます。また、都道府県等中小企業支援センターや(独)日本貿易振興機構(JETRO)を通じて、外国出願にかかる費用の助成や、海外での侵害対策にかかる費用の助成等を行っています。

対象となる方

海外で産業財産権を保護・活用しようとする中小企業者

● 支援の内容

1 海外知的財産プロデューサー

「海外知的財産プロデューサー」は、海外での事業展開を検討している企業等に対して、海外ビジネス展開の形に応じた知的財産マネジメントの支援を行っています。具体的には海外進出時における技術・情報流出を始めとした様々な知的財産リスクへの対策方法、ライセンスや秘密保持等の知的財産に関する契約上のビジネス面から視た留意点、海外での事業内容や進出国の状況、制度に応じた権利取得及び管理・活用等に関するアドバイス・支援を無料で行います。

ス・支援を無料で行います。 また、海外知的財産プロデューサーをセミナーや研修に講師として派遣し、様々な知的 財産リスクや、ライセンス・秘密保持等の知的財産に関する国際契約の留意事項等について無料で、講演を行います。(http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html)

2 中小企業等外国出願支援事業

中小企業等における戦略的な外国出願を促進するため、(公財)山形県企業振興公社・(独)日本貿易振興機構本部を通じて、外国への事業展開等を計画している中小企業者等に対して特許、実用新案、意匠、商標(冒認対策商標含む)出願の外国出願にかかる費用(外国出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等)の一部を助成しています。

【対象となる出願内容】

- (1)外国へ出願する特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標が対象となります。
- (2)応募段階において、日本国特許庁に特許(PCT出願を含む)、実用新案、意匠、商標 出願をしていること。ただし、マドリッドプロトコルに基づく国際商標出願については、 応募段階において、本国官庁への出願手続きが完了していないこと。
- (3)国内の先行技術調査等からみて外国での権利取得の可能性があると判断される出願であること。

海外での産業財産権の保護・活用について支援を受けたい

【補助対象経費】

外国出願料・代理人費用・翻訳費用など、外国出願に係る経費の1/2 1企業に対する1会計年度内の上限額:300万円(複数案件の場合)

案件ごとの1会計度内の上限額:特許 150万円

:実用新案・意匠・商標 60万円

:冒認対策商標 30万円

【留意点】

- (1)報告書提出後、支払い内容を確認のうえ、助成金を中小企業等へ支払います。
- (2)下記内容の費用については、支援対象外とします。
 - ①国内出願費用
 - ②PCT出願費用(国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、 予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む)
 - ③国内出願・PCT出願の弁理士費用
 - ④当該年度外に発生する費用

3. 中小企業等海外侵害対策支援事業

中小企業等による海外での適時適切な権利行使の促進を図るため、(独)日本貿易振興機構(JETRO)を通じて、海外での模倣品による権利侵害に対して、模倣品に関する調査から模倣品業 者に対する警告・行政摘発手続までの費用の一部を助成しています<模倣品対策>

また、海外で現地企業から知財侵害により訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟 に係る費用の一部を助成していますく防衛型侵害対策>。

【補助対象経費】

<模倣品対策>

模倣品の流通経路、製造元等の調査費、警告状の作成費、行政機関への取締り申請に 係る費用など、模倣品対策に係る経費の2/3 1企業に対する上限額:400万円

<防衛型侵害対策>

弁護士への相談費用、訴訟準備費用、訴訟費用など、防衛型侵害対策に係る経費の2/3 1企業に対する上限額:500万円

4. 日本発知財活用ビジネス化支援事業

中堅・中小企業の知財を活用した海外でのビジネス展開を支援するため、(独)日本貿易振興機 構(JETRO)を通じて、有望な知財を保有する中堅・中小企業の魅力の海外への多言語発信、現地の専門家を活用したビジネスプランの作成や、現地でのプロモーション、ライセンス契約の締結等に係る費用の全部又は一部を助成しています。

【支援内容】

- ①有望な知財を保有する中堅・中小企業を発掘し、その魅力を、技術流出に配慮しながら海外に 多言語で発信します。(補助率:定額)
- ②現地の専門家を活用したビジネスプランの作成支援及びビジネスパートナーへのプレゼンテー ション機会の提供を実施します。(補助率:1/3、専門家支援は定額)
- ③中国やアジア等新興国の社会的ニーズに対応可能な知財を保有する企業に対して、現地での プロモーション、ライセンス契約の締結等に向けた支援を行います。(補助率:海外ニーズ調査支 援2/3、海外展示会出展支援1/3)

5 新興国等知財情報データバンク

5 新興国寺知知情報アータハング 新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の知財情報を幅広く提供することを目的として、平成24年9月に開設された情報発信ウェブサイトです。 海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等 をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外に生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業の皆様へ、今後のビ ジネスで発生し得る、海外知財リスクを軽減又は回避し得る情 報の発信を目指しています。(http://www.globalipdb.jpo.go.jp/)

お問い合わせ先

【1、3、4、5について】

東北経済産業局 地域経済部 産業技術課 特許室 TEL. 022-223-9730 FAX. 022-262-5906 【2について】

公益財団法人山形県企業振興公社 経営支援部 TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666

知的財産の活用等について支援を受けたい

95 知的財産権に関する総合的な支援

知的財産権に関する相談業務や情報の提供を行います。

● 支援の内容

○『知財総合支援窓口』の設置

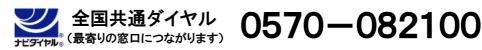
中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開までの悩みや課題を 一元的に受け付け、知的財産に携わる様々な専門家や支援機関と共同して、その場 で解決を図るワンストップサービスを提供する「知財総合支援窓口」を設置しています。 また、必要に応じて企業等に訪問して支援します。

【開設場所】 山形県高度技術研究開発センター1階(一般社団法人山形県発明協会) 山形市松栄二丁目2-1

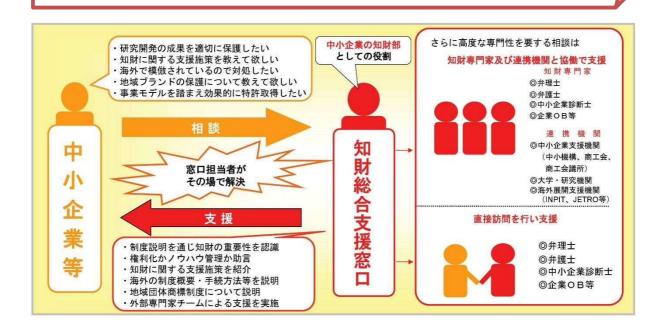
【開設時間】午前8時30分~午後5時15分 ※土・日・祝祭日・年末年始休を除く

【相談料】 無料

ご相談はこちらまで! 「相談無料・秘密厳守」で応じます!



※ PHS電話やNTTコミュニケーションズ以外のIP電話などはご利用できませんので、 直通電話023-647-8130にお願いします。



お問い合わせ先

一般社団法人山形県発明協会 知財総合支援窓口 TEL. 023-647-8130 FAX. 023-647-8129

事業再生について助言を受けたい

96

経営安定特別相談事業

連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方は、経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。

● 対象となる方

- ・さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方 ・民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方
- 支援の内容

山形県商工会連合会又は山形・米沢・鶴岡・酒田商工会議所に設けられている「経営安定特別相談室」(以下、相談室)で相談に応じています。相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が下の(1)から(5)にあるような相談に応じ、問題の解決を支援します。(相談にあたって、企業名や相談内容が外部に漏れることはありません。)

- (1)経営・財務内容の把握と分析
- (2) 手形処理、事業転換などの指導
- (3)債権者などの関係者への協力要請
- (4) 受注あっせん
- (5) 民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

●ご利用の方法

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県商工会連合会

TEL. 050-3540-7211 FAX. 023-646-7216 山形·米沢·鶴岡·酒田商工会議所 (巻末 関係機関連絡先一覧参照)

事業再生について助言を受けたい

97 山形県中小企業再生支援協議会

常駐する専門家が事業再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りの支援、金融機関等との調整などの支援を行っています。また、中小企業再生支援協議会の中に設置した経営改善支援センターにおいては、常駐する専門相談員が相談・申請を受け付け、県内中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定費用の2/3を支援します。

1 山形県中小企業再生支援協議会による支援

● 対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

● 支援の内容

企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、再生のためには財務や事業の根本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家(必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成)が、再生計画策定を支援します。再生計画策定支援にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公平中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

● ご利用の方法

企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、下記までご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部をご負担いただく場合があります。

2 山形県経営改善支援センターによる支援

● 対象となる方

借入金の条件変更や新規融資などの金融支援が必要な県内の中小企業・小規模事業者で、経営改善計画を策定される方

● 支援の内容

県内中小企業・小規模事業者の方で、国の認定を受けた外部専門家(税理士等の認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、総額の2/3(上限200万円)まで負担します。

●ご利用の方法

中小企業再生支援協議会の中に設置した経営改善支援センターで相談・申し込みを受け付けています。

お問い合わせ先

山形県中小企業再生支援協議会 (公益財団法人山形県企業振興公社)

TEL. 023-646-7273 FAX. 023-646-7274 山形県経営改善支援センター

(公益財団法人山形県企業振興公社)

TEL. 023-647-0674 FAX. 023-646-7274

経営改善計画策定の支援を受けたい

98 認定支援機関による経営改善計画策定支援

認定支援機関による経営改善計画策定費用及びフォローアップ費用の一部を助成して、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進します。

● 対象となる方

事業内容や財務状況など経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小 企業者・小規模事業者が対象です。

● 支援の内容

認定支援機関(※)による経営改善計画策定費用、フォローアップ費用の2/3、最大200万円を支援します。

※中小企業経営力強化支援法に基づき、経営革新等支援機関として認定を受けた機関。平成27年4月1日時点で、税理士、公認会計士、弁護士、地域金融機関等23,493機関。

お問い合わせ先

山形県経営改善支援センター (公益財団法人山形県企業振興公社) TEL. 023-647-0674 FAX. 023-646-7274

99 認定支援機関による経営改善計画策定支援 事業への費用補助

認定支援機関による経営改善計画策定費用及びフォローアップ費用の一部を助成して、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進します。

対象となる方

山形県経営改善支援センターで行っている経営改善計画策定支援事業を受けている方 (保証利用先)

● 支援の内容

経営改善計画策定費用の1/3、上限30万円までを支援します。 フォローアップ費用の自己負担部分の1/2、上限20万円までを支援します。

お問い合わせ先

山形県信用保証協会 企業支援部

TEL. 023-647-2247 FAX. 023-647-3201

抜本的な事業再生に対して支援を受けたい

100 │ 「第二会社方式」による事業再生に関する支援

中小企業の事業再生の円滑化を目的として、「第二会社方式(※)」により再生を図る中小企業を支援します。産業競争力強化法に基づき「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けると、営業上必要な許認可等を承継できる特例、税負担の軽減措置、金融支援を活用することができます。

※第二会社方式とは、過剰債務等により財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業 を会社分割や事業譲渡により切り離し、他の事業者(第二会社)に承継させ、また不採算部門は 旧会社に残し、その後旧会社は特別清算等を行う事業再生手法です。

● 対象となる方

過大な債務を抱えていること等により財務状況が悪化し、事業の継続が困難となっている ものの、収益性のある事業を有している中小企業

● 支援の内容

(1)営業上必要な許認可等を承継

第二会社が営業上の許認可を再取得する必要がある場合には、旧会社が保有していた 事業に係る許認可を第二会社が承継できます。

- ◆承継の対象となる許認可:旅館営業の許可、一般建設業の許可・特定建設業の許可、 一般旅客自動車運送事業の許可<バス・タクシー>、一般貨物自動車運送事業の許可<トラック>、火薬類の製造の許可・火薬類の販売営業の許可、一般ガス事業の許可・簡易ガス事業の許可、熱供給事業の許可
- ※この他食品衛生法、酒税法、自然公園法の許認可審査が円滑になります。

(2)税負担の軽減措置

第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税が軽減されます。

(3)金融支援

第二会社が必要とする事業を取得するための対価や設備資金など新規の資金調達が必要な場合、以下の金融支援を受けられます。

①日本政策金融公庫の特別融資

設備資金及び運転資金について長期固定金利で融資が受けられます。

②信用保証の特例(第二会社が新設会社の場合は除く。) 普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。

③中小企業投資育成株式会社法の特例

設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。 上記①から③の支援を受けるためには各関係機関等による別途審査が必要になります。

お問い合わせ先

山形県中小企業再生支援協議会 (公益財団法人山形県企業振興公社)

TEL. 023-646-7273 FAX. 023-646-7274

最低賃金の引上げに向けて支援を受けたい

101

山形県最低賃金総合相談支援センターによる ワン・ストップ無料相談

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業事業主を支援する事業です。中小企業事業主が抱える様々な経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を設けています。

● 対象となる方

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業事業者

● 主な相談内容例

【経営に関する相談の例】

- (1)販路開拓
- (2)新規事業
- (3)技術指導
- (4)資金調達
- (5)マーケティング
- (6)IT活動による経営力強化
- (7)支援制度の案内 など

【労務管理に関する相談の例】

- (1)賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- (2)就業規則(賃金規定等)の改正
- (3)高齢者雇用
- (4)人材育成
- (5) 労働安全衛生対策
- (6)業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などの案内

●ご利用の方法

下記までご相談ください。

お問い合わせ先

山形県最低賃金総合相談支援センター(山形商工会議所内) TEL. 023-622-4666 FAX. 023-622-4668

最低賃金の引上げに向けて支援を受けたい

102

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金)

事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。

● 支給の要件

- 1. 賃金引上計画の策定 事業場内の時間給800円未満の労働者の賃金を引上げ(就業規則等に規定)
- 2. 引上げ後の賃金支払実績
- 3. 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと((1)単なる経費削減のための 経費、(2)職場環境を改善するための経費、(3)社会通念上当然に必要となる経費は 除きます。)
- 4. 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと 等 ※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

●支援の内容

業務改善に要した経費の1/2、企業規模30人以下の事業場は3/4が助成されます。 (上限額は下表の通り)

引上げ対象 労働者数	引上げ額	助成上限額
10.01	40~59円	100万円
1~9人	60円以上	100万円
10~14人	40~59円	100万円
10~14%	60円以上	130万円
15~19人	40~59円	100万円
15~19人	60円以上	140万円
20人以上	40~59円	100万円
20人以上	60円以上	150万円

申請についてのご相談や、詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

お問い合わせ先

山形労働局 労働基準部 賃金室 TEL. 023-624-8224 FAX. 023-624-8345

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組みたい

103

キャリアアップ助成金

契約社員、派遣、パートといったいわゆる非正規雇用の労働者(以下「有期契約労働者等」といいます)の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規職員への転換、人材育成、処遇改善などの取組みを実施した事業主に対して、包括的な助成をします。

● 対象となる方

本助成金は、ガイドライン(※1)に沿って、事業所ごとにキャリアアップ管理者を配置するとともに、キャリアアップ計画を作成し、労働局長の認定を受けた後、以下の I ~ VIまでのいずれかを実施した場合に助成します。

※1 ガイドラインとは「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン~キャリア アップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて~」(厚生労働省)を指します。

I 正規雇用等転換コース(※2)〈1年度1事業所あたり10人まで〉

正規雇用又は無期雇用に、転換又は直接雇用(以下「転換等」といいます。)する制度を規定し、有期契約労働者(有期契約労働者である短時間労働者および派遣労働者を含みます)を正規雇用又は無期雇用へ転換等(※3)、無期雇用労働者(無期雇用労働者である短時間労働者および派遣労働者を含みます)を正規雇用へ転換等すること。

- ※2 派遣労働者の場合、派遣元事務所で転換又は派遣先事業所で直接雇用する場合が 対象になります。
- ※3 無期雇用への転換等は、通常雇用期間3年以内の有期契約労働者からの転換等に 限り、短時間正社員への転換等を除きます。また、基本給の5%以上の増額が必要 です。(5%の算出方法は、標準的な方法を設定した上で柔軟に対応)。

Ⅱ人材育成コース

職業訓練計画を作成し、有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施すること。

- ・一般職業訓練(実施期間が1年以内のOFF-JT)
- ・有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOFF-JTとOJTを組み合わせた3か月以上6か月以下の職業訓練)
- ・中長期的キャリア形成訓練(厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した 講座(OFF-JT)
- ・育児休業中訓練(育児休業期間中の1年以内の職業訓練)(OFF-JT)

Ⅲ処遇改善コース

すべて又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを、3%以上増額 改定適用すること。

Ⅳ健康管理コース

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を規定し、4人以上実施すること。

Ⅴ多様な正社員コース

- 勤務地・職務限定正社員制度を新規導入し適用すること。
- ・有期・無期雇用から勤務地限定正社員、短時間正社員に転換すること。
- ・派遣労働者を多様な正社員として直接雇用すること。
- 正規雇用から短時間正社員への転換、短時間正社員として新たに雇い入れること。

Ⅵ短時間労働者の週所定労働時間延長コース

週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等に係る週所定労働時間を30時間以上に延長すること(※5)。

※5 社会保険の適用基準を満たす労働時間まで延長し、労働者の能力のさらなる活用につなげることを目的としています。

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組みたい

● 支援の内容

前頁の助成内容を実施した場合、以下の助成額を支給します。

メニュー	助成額 ()額は大企業の額(多様な正社員コースは大規模事業主)
I 正規雇用等転換コース	①有期→正規:1人当たり40万円(20万円) ②有期→無期:1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規:1人当たり20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、①10万円、②5万円、③5万円を加算

※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、転換等をした場合、一人当たり ①50万(40万)③30万円(25万円)を支給します。派遣労働者を正規雇用労働者とし て直接雇用した場合、1人当たり30万円を加算します。

(加算額は中小・大企業ともに同額)

Ⅱ人材育成コース	OFF-JT《1人当たり》 賃金育成:1時間当たり800円(500円) 経費助成:1人当たりOff-JTの訓練時間数に応じた額 訓練時間数が100時間未満 10万円(7万円) 100時間以上200時間未満 20万円(15万円) 200時間以上 30万円(20万円) 実費が上記を下回る場合は実費を限度 ※中長期的キャリア形成訓練 訓練時間数が100時間未満 15万円(10万円) 100時間以上200時間未満 30万円(20万円) 200時間以上 50万円(30万円)
	OJT《1人当たり》 実施助成:1時間当たり 800円(700円) 〈1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円〉
Ⅲ処遇改善コース	※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、2%以上増額させた場合に助成。 ・すべての賃金テーブルを増額改定 1人当たり3万円(2万円)〈1年度1事業所当たり100人まで〉・一部の賃金テーブルを増額改定 1人当たり1.5万円(1万円) ※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、「職務評価」を活用の場合、1事業所当たり20万円(15万円)上乗せします。
Ⅳ健康管理コース	1事業所当たり40万円(30万円)(1事業所当たり1回のみ)
Ⅴ多様な正社員コース	(アは1事業所当たり、イ、ウは1人当たりの助成額) ア.勤務地・職務限定正社員制度を新規導入(適用) 40万円(30 万円) イ.有期・無期→勤務地・職務限定正社員、短時間正社員 30万円(25万円) ※派遣労働者を勤務地・職務限定、短時間正社員で直接 雇用する場合、1人当たり15万円(大企業も同額)を加算 ウ.正規→短時間正社員、短時間正社員の新たな雇入れ 20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等 又は父子家庭の父の場合、 10万円を加算 〈VIの人数と合計し1年度1事業所当たり10人まで〉
VI短時間労働者の週所 定労働時間延長コース	1人当たり10万円(7.5万円) 〈Vの人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで〉

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組みたい

● ご利用の方法

本助成金を受給しようとする事業主は、各助成メニューを実施する前までに1の措置を行い、 2(人材育成コースを実施する場合のみ3を含む)のとおり作成した書類に必要な書類を添えて (※1)、山形労働局(※2)へ提出することが必要です。

1キャリアアップ管理者の配置

雇用保険適用事業所ごとに有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む方をキャリアアッ プ管理者として配置していただきます。

2キャリアアップ計画の作成 雇用保険適用事業所ごとに有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取組みを計画的に 進めるため、キャリアアップ計画を作成し、労働局長の認定を受けていただきます。本計画 は、3年から5年程度の計画であり、ガイドラインに沿って、おおまかな取組みの全体の流れ (対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等)を記載していただき ます。

- 3訓練計画届の作成(人材育成コースを実施する場合のみ) キャリアアップ計画に基づいた訓練計画を作成・提出していただきます。
- ※1 必要な書類については、ハローワーク又は労働局へお問い合わせください。
- ※2 手続きにかかる書類の提出は、ハローワークを経由して申請してください。 その後、以下の基準日の翌日から起算して2ヶ月以内に、支給申請書に必要な書類を 添えて(※3)ハローワークを経由して、山形労働局へ支給申請してください。
- ※3 「支給申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、下記までお問い合わせ ください。

お問い合わせ先

県内ハローワーク (巻末 関係機関連絡先一覧参照)

正社員化を進めるための支援を受けたい

104 山形県正社員化等促進奨励金

安定雇用を促進するため、有期契約労働者を無期雇用労働者に転換等させた事業主に、奨励金を支給します。

● 対象となる方

県内の事業所で、有期契約労働者を無期雇用労働者に転換等させた事業主

● 支援の内容

安定雇用を促進するため、有期契約労働者を無期雇用労働者に転換等させた事業主に、奨励金を支給します。

助成内容	助成額 ()額は大企業の額
有期契約労働者から無期雇用労働者への転換等 有期契約労働者としての通算雇用期間が3年以上 の者を無期雇用労働者に転換又は無期雇用労働者 として直接雇用した場合で、かつ、転換等前より基 本給を5%以上昇給させた事業主に支給	有期 → 無期 20万円(10万円) (注)対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円を加算します。

奨励金を受給するためには・・・

山形県内の事業所で奨励金の対象となる制度を、労働協約又は就業規則に定めており、当該 制度実施前に労働基準監督署に届出がされており、受付印が押印されていることが必要です。

●ご利用の方法

詳しい内容、支給申請書様式等については、下記までお問合せください。

◆検索エンジン 山形県 雇用対策課 正社員化

検索

https://www.pref.yamagata.jp/hojo/shoko-kanko-rodokoyo/6110009seishainka26.html

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 雇用対策課 労政担当 TEL. 023-630-2389 FAX. 023-630-2376

休業、教育訓練や出向を通じて従業員の雇用を維持したい

105

雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を 余儀なくされた事業主が、一時的に雇用調整(休業、教育訓練又は出向)を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成します。

対象となる方

①支給対象事業主:雇用保険適用事業所

②支給対象労働者:雇用保険被保険者

ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間(賃金締め切り期間)の初日の前日、又は出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等は対象になりません。

● 支援の内容

【支給要件】

- ●最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること
- ●雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月の月平均値の雇用指標が 前年同期と比べ、一定規模以上(※)増加していないこと ※大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上
- ●実施する休業等および出向が労使協定に基づくものであること(計画届とともに協定書の提出が 必要)
- ●過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が 新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を 超えていること

【受給額】

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業等を実施した場合の休業手当 又は賃金相当額、出向を行った場 合の出向元事業主の負担額に対す る助成(率) ※対象労働者1人あたり7,805円が 上限です。 ※支給限度日数は1年間で100日、 3年間で150日	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算 (額)	(1人1日当たり) 1,200円	

●ご利用の方法

詳しい内容、支給申請書様式等については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

県内ハローワーク (巻末 関係機関連絡先一覧参照)

安定就業を希望する未経験者を試行的に雇い入れたい

106

トライアル雇用奨励金

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワーク 等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成します。

● 対象となる方

- ・雇用保険の適用事業であり、試行雇用労働者(ただし、一定の者を除く。)の雇用保険の被保険者資格取得を
- 行った事業主
 ・ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者(※)の紹介で対象労働者を雇い入れた事業主
 ※トライアル雇用奨励金の取り扱いを行うに当って、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に
 提出している、職業紹介事業者
- ・定期間、事業主都合で解雇等をしたことがない事業主

【対象となる労働者】

- 次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ⑤妊娠、出産、育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が 1年を超えている
- ⑥就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する(※3) ※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と 同等であること
- ※2 パート、アルバイトを含め、一切の就労をしていないこと
- ※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等 永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者
 ◆紹介日時点で、次の方はトライアル雇用の対象にはなりません。
 ・安定した職業に就いている人

- ・他の事業所でトライアル雇用期間中の人
- ・自ら事業を営んでいる人または役員に就いている人で、1週間当たりの実労働時間が30時間以上の人・学校に在籍中で卒業していない人(ただし、平成27年3月31日までの間は、卒業年度の1月1日以降も 卒業後の就職の内定がない人は対象となります)

● 支援の内容

【支給対象期間】

- (1)本奨励金は、支給対象者のトライアル雇用に係る雇入れの日から1か月単位で最長3か月 (以下「支給対象期間」という。)を対象として助成が行われます
- (2)本奨励金は、この支給対象期間中の各月の月給の合計額がまとめて1回で支給されます。

【支給額】

- (1)本奨励金の支給額は、支給対象者1人につき月額4万円です。 ただし、支給対象者が母子家庭の母又は父子家庭の父の場合は、1人につき月額5万円です。 (2)また、次のイ又は口の場合、その月分の月額は、それぞれに示す期間中に実際に就労した日数に基づいて 次のハによって計算した額となります。 イン次の4~cのいずれかの場合であって、トライアル雇用に係る雇用期間が1か月に満たない月がある場合
 - a.支給対象者が支給対象期間の途中で離職(次の(a)~(d)のいずれかの理由による離職に

限る)した場合 離職の属する月の初日から当該離職日までの期間中に実際に就労した日数

- (a) 本人の責めに帰すべき理由による解雇
- (b)本人の都合による退職
- (c)本人の死亡 (d)天災その他のやむを得ない理由により、事業の継続が不可能になったことによる解雇
- b.トライアル雇用の支給対象期間の途中で常用雇用へ移行した場合
- c.支給対象者の失踪等のため離職日が不明確な場合
- ロ.支給対象者本人の都合による休暇又はトライアル雇用事業主の都合による休業があった場合その1か月間 に実際に就労した日数(ただし年次有給休暇等法令により事業主が労働者に対し付与を義務付けられてい る休暇は就労した日数とみなす)
- ハ支給対象期間中のある月において、支給対象者が就労を予定していた日数に対する実際に就労した日数の 割合(A)が次表の左欄の場合、当該月の月額右欄になります。

(支給対象者が1か月間に実際に就労した日数)

(支給対象者が当該1か月間に就労を予定していた日数)

● ご利用の方法

詳しい内容については、下記までお問い合わせください。

割合	月額	月額 ※	
A>75%	4万円	5万円	
75%>A≧50%	3万円	3.75万円	
50%>A≧25%	2万円	2. 5万円	
25%>A≧0%	1万円	1.25万円	
A=0%	O円	0円	

※母子家庭の母又は父子家庭の父の場合

お問い合わせ先

県内ハローワーク (巻末 関係機関連絡先一覧参照)

従業員の処遇や職場環境の改善に取り組むための支援を受けたい

107

職場定着支援助成金 (個別企業助成コース)

健康・環境・農林漁業分野等の企業において、雇用管理改善を促進し、人材の定着・ 確保を図ります。

このうち、介護関連事業主の場合は、介護福祉機器の導入も助成対象となります。

対象となる方

雇用管理制度(評価・処遇制度、研修体系制度)の導入等を行う健康・環境・農林漁業分 野等の事業を営む事業主(以下「重点分野関連事業主」という。)および介護福祉機器を導 入する事業所において、介護サービスの提供を業として行う事業主(他業種との兼業も可) (以下「介護関連事業主」という。)

● 支援の内容

【受給要件】

「重点分野関連事業主」又は「介護関連事業主」が、それぞれ次の措置を実施することが 必要です。

(1)重点分野関連事業主

- ①評価・処遇制度の導入・実施
- ②研修体系制度の導入・実施 ③健康づくり制度の導入・実施
- (4)メンター制度の導入・実施
- ①~④の制度導入・実施を行い、従業員の離職率の低下を図ること。

(2)介護関連事業主

介護福祉機器の導入等

この他にもいくつかの受給要件がありますので詳しくは下記までお問い合わせください。

【受給額】

本助成金(コース)は、導入した制度等に応じて、下記の額が支給されます。

(1)重点分野等事業主

制度導入助成

①評価・処遇制度の導入・実施 :10万円 ②研修体系制度の導入・実施 :10万円 ③健康づくり制度の導入・実施 :10万円 4メンター制度の導入・実施 :10万円

目標達成助成:60万円

(制度導入助成を受けた事業主で、離職率を目標値以上低下させた事業主)

(2)介護関連事業主

介護福祉機器の導入等:導入に要した費用の1/2(上限300万円)

ご利用の方法

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形労働局 職業安定部 職業対策課 TEL. 023-626-6101 FAX. 023-635-0581

従業員の職業能力向上のための支援を受けたい

108

キャリア形成促進助成金

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のため、職業訓練等の実施等を行う事業主に助成します。

● 対象となる方

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、目標が明確化された職業訓練の実施等を行う事業主又は事業主団体等

● 事業主及び事業主団体等向け

	助成額※()額は大企 業の額		
●ものづくり人材育成訓練	大企業 中小企業 事業主団 体等	建設業や製造業が実施する大臣 の認定を受けた次のOJT付き訓練 ア 事業主団体等連携型訓練(事 業主団体等と企業が連携して 実施する訓練) イ 企業連携型訓練(複数の企業 が連携して実施する訓練) ウ 企業単独型訓練(企業が単独 で実施する訓練)	経費助成:2/3(1/2) 賃金助成: 1h当たり800円 (400円) OJT実施助成: 1h当たり700円 (400円)

● 事業主向け

サネエドバ 助成額※()額は大企					
	助成内容				
❷政策課題対応型訓練					
①成長分野等人材育成コース		健康(医療・介護)・環境などの成長 分野等での人材育成のための訓 練			
②グローバル人材育成 コース		海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む)	経費助成:1/2(1/3)		
③中長期的キャリア形成コース	大企業 中小企業	中長期的なキャリア形成に資する 教育訓練として厚生労働大臣が指 定する専門実践教育訓練	賃金助成: 1h当たり800円 (400円)		
④熟練技能育成・承継コース	中小正未	熟練技能者の指導力強化、技能 承継のための訓練、認定職業訓 練			
⑤若年人材育成コース		採用後5年以内で、35歳未満の若 年労働者への訓練			
⑥育休中・復職後等能力 アップコース		育児休業中・復職後・再就職後の 能カアップのための訓練	経費助成:2/3(1/2) 賃金助成: 1h当たり800円 (400円)		
⑦認定実習併用職業訓練コース	-L 1 A alle	大臣の認定を受けたOJT付き訓練 (❶のウを除く)	経費助成:1/2 賃金助成:		
⑧自発的職業能力開発 コース	中小企業	労働者の自発的な能力開発に対 する支援	1h当たり800円 OJT実施助成(⑦): 1h当たり600円		
3一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	賃金助成: 1h当たり400円 経費助成:1/3		

従業員の職業能力向上のための支援を受けたい

事業主団体等向け

	助成額		
❹団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の 雇用する労働者を対象に行う、 若年労働者への訓練や熟練技 能の育成・承継のための訓練、 育児休業中・復職後・再就職後 の能力アップのための訓練	経費助成:1/2 (育児休業中・復 職後・再就職後の 能力アップのため の訓練 2/3)

※賃金助成・経費助成ともに支給限度額があります。

● 受講数の制限 (政策課題対応型訓練・一般型訓練)

助成対象となる訓練コース数は、1人当たり1年度※3コースまでです。 ※「年間職業能力開発計画期間」内

● 1事業所・1事業主団体等の支給額

- ・1事業所が1年度^{※1} に受給できる助成額は、最大で500万円 ^{※2} (認定職業訓練、認定実習併用職業訓練の場合は、1000万円)
- ・1事業主団体等が1年度に受給できる助成額は500万円)
 - ※1. 支給申請日を基準とし、4月1日から3月31日まで
 - ※2. 1事業主が単独で申請したうえで共同事業主として申請する場合も500万円が限度と なります。
- (1)事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、訓練実施計画届や訓練カリキュラムと併せて労働局に提出します。
- (2)提出した年間職業能力開発計画に沿った職業訓練等を実施した後、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。
- (3)労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

お問い合わせ先

山形労働局 職業安定部 職業対策課 TEL. 023-626-6101 FAX. 023-635-0581

従業員の職業能力向上のための支援を受けたい

109

企業内人材育成推進助成金

教育訓練・職業能力評価制度、キャリア・コンサルティング制度又は技能検定合格報奨金制度 を導入し、雇用する労働者に適用した事業主に助成します。

● 対象となる方

従業員のキャリア形成促進のためのツールを活用し、企業内における人材育成を促進するための取組を行った事業主

● 事業の概要

1 個別企業助成コース

次に掲げる従業員のキャリア形成を促進する制度を開発・導入し、就業規則又は労働協約に規定した上で、従業員に適用・実施した事業主に対して、一定額を助成します。

① 職業能力評価基準に準拠した教育訓練計画や人事評価基準等を策定し、ジョブ・カード又は新ジョブカードを活用して従業員の職業能力評価を行う制度

制度導入助成:50(25)万円 + 制度実施助成:5(2.5)万×実施人数(上限10人まで)

② ジョブ・カード又はキャリア・パスポート(仮称)を活用して従業員にキャリア・コンサルティングを 行う制度

制度導入助成:30(15)万円 + 制度実施助成:5(2.5)万×実施人数(上限10人まで)

従業員にキャリア・コンサルティングを実施するために企業内でキャリア・コンサルタントを育成した場合、**育成助成:15(7.5)万×養成人数(上限10人まで**)が加算されます。

③技能検定を従業員に受検させ合格者に対する手当等を創設する制度

制度導入助成:20(10)万円 + 制度実施助成:5(2.5)万×実施人数(上限10人まで)

※()内の金額は、大企業の場合の助成額。

2 事業主団体助成コース

職業能力評価基準に準拠した教育訓練計画や人事評価基準等を策定し、構成事業主が導入・ 実施(3社かつ30名以上)した場合に、事業主団体に対して、開発等に要した費用の2/3 (上限500万円)を助成します。

お問い合わせ先

山形労働局 職業安定部 職業対策課

TEL. 023-626-6101 FAX . 023-635-0581

110

労働移動支援助成金

事業主事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対する再就職支援を職業紹介 事業者に委託したり、対象者を雇入れた事業主に、助成金が支給されます

🌗 対象となる方

再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた、雇用保険適用事業所 再就職援助計画の対象となった労働者を雇入れた、雇用保険適用事業所

再就職支援奨励金

再就職支援:離職する従業員の再就職支援を就職支援会社に委託した場合に助成 (再就職支援委託時と再就職実現時に支給)

休暇付与支援: 求職活動のための休暇を与えた場合に助成(再就職実現時に支給)

支給額

【再就職支援】

	大企業	中小企業		
再就職支援委託時	10万円			
再就職実現時	委託費用×1/2-10万円	委託費用×2/3-10万円		
上乗せ支給額				
訓練加算	訓練の実施を委託した場合、月6万円を上乗せ(上限3ヶ月)			
グループワーク加算	3回以上のグループワークを実施した場合、1万円を上乗せ			

【休暇付与支援】

	大企業	中小企業
44 nm 44 h	4,000円/日	7,000円/日
休暇付与	対象者1人当たり90日分、1年度1事業所につき500人分か	

2 受入れ人材育成支援奨励金

早期雇入れ支援: 再就職援助計画の対象となった労働者を早期に期間の定めのない

労働者として雇用した場合に助成

人材育成支援: 再就職援助計画の対象となった労働者を雇入れ、その労働者に対して 人材育成を行った場合に助成

支給額

【早期雇入れ支援】

	大企業	中小企業	
早期雇入れ	1人当たり30万円		

【人材育成支援】

OFF-JT		
賃金助成 対象者1人1時間当たり800円		
経費助成 訓練経費の実費相当額(上限30万円)		
OJT		
実施助成 対象者1人1時間当たり700円		

詳しい内容、支給申請書等については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

県内ハローワーク (巻末 関係機関連絡先一覧参照)

雇用情勢が特に厳しい地域で事業所を設置・整備して従業員を雇いたい

111

地域雇用開発奨励金

雇用機会が特に不足している地域において、雇用機会を創出し、雇用を維持する事 業主に対して助成します。創業の場合は、支給額に上乗せがあります。

● 対象となる方

雇用機会が特に不足している地域で、事業所設置・整備を行い、ハローワークなどの照会により労 働者を雇い入れた事業主

支援の内容 【支給要件】

- ・事業所の設置・整備を行う前に、管轄の都道府県労働局長に計画書※1を提出すること ・雇用保険の適用事業所を設置・整備すること(事業所非該当の施設は助成対象になりません)
- ・ハローワーク等※2の紹介により地域求職者を雇い入れること
- ・事業所の被保険者数が増加していること ・労働者の職場定着を図っていること
- ・労働者を解雇など事業主の都合で離職させていないこと ・労働関係法令をはじめ法令を遵守していること
- 地域の雇用構造の改善に資すると認められること

 - ※1 計画期間(計画書の提出から事業所の設置・整備および雇入れ完了まで)は最大18か月 ※2 ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している有料・無料 職業紹介事業者

【支給額(一回の支給額)】

事業所の設置・整備費用	対象労働者の人数				
サ米州の改画・笹岬負用	3(2)※~4人	5~9人	10~19人	20人以上	◆創業と認められ
300万円以上、1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円	る場合は、支給額 の1/2を第1回に
1,000万円以上、3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円	上乗せ支給
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円	※()内は創業の 場合のみ適用
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円	勿口叭叭吧们

◆「雇用機会が特に不足している地域」とは

「雇用機会が特に不足している地域」とは、求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域(同意雇用開発促進地域)と、若年層・壮年層の流出が著しい地域等(過疎等雇用改善地域)をいいます。

	地域名	市町村名	公共職業安定所	指定期間
一 后 意 雇 用 開 発 仮 追 地 垣		現在、指定地域はありません。		

	郡名	市町村名	指定期間
過疎等雇用改善地域	西村山郡 最上置賜郡郡 西置明郡郡 東西東郡 飽海郡	鶴岡市 酒田市(旧飽海郡八幡町 旧同郡平田町 飛島の区域) 西川町 朝日町 大江町 金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村 川西町 小国町 白鷹町 飯豊町 庄内町 遊佐町	平成28年3月31日まで

この他、戦略産業雇用創造プロジェクトの指定事業主に対する助成措置があります。

お問い合わせ先

県内ハローワーク (巻末 関係機関連絡先一覧参照)

仕事と家庭の両立支援や女性の活躍促進に取り組むための支援を 受けたい

112

両立支援等助成金

仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備等に取り組む事業主に対し助成します。

1 中小企業両立支援助成金

● 対象となる方

①代替要員確保コース

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業 事業主

②期間雇用者継続就業支援コース

期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を 就業規則に規定し、平成25年4月1日以後に期間雇用者の育児休業取得者を原職又は 原職等に復帰させ、6か月以上継続して雇用した中小企業事業主(平成28年3月31日ま でに育児休業が終了した労働者が対象)

③育休復帰支援プランコース

「育休復帰プランナー」の支援により「育休復帰支援プラン」を作成及びプランによる措置 を実施し、労働者に育児休業を取得及び職場復帰させた事業主

● 支援の内容

- ①代替要員確保コース:支給対象労働者1人当たり30万円(1企業当たり5年間、1年度延べ 10人まで) 支給対象労働者が期間雇用者である場合10万円加算
- 10人まで)、支給対象労働者が期間雇用者である場合10万円加算 ②期間雇用者継続就業支援コース:支給対象労働者1人目40万円、2人目~5人目まで 15万円(期間雇用者の育児休業者が復職時に正社員 として復職した場合は1人目10万円加算、2人目~5人 目、5万円加算)
- ③育休復帰支援プランコース:30万円(1企業1回当たり)2回まで

1回目:プランを策定し育休取得した時 2回目:育休者が職場復帰した時

2 ポジティブ・アクション加速化助成金(仮称)

※現在国会で審議中の女性活躍推進法(H27.2月国会提出)の成立後、詳細を検討し、 下記新制度を運用開始予定

● 制度の概要

女性の活躍推進に関する「数値目標」と、その達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ プランを策定し、自社の女性の活躍の状況を併せて公表した上で目標を達成した場合、 達成した目標に応じ段階的に助成金を支給

● 支援の内容

- ①取組目標を達成した中小企業事業主 30万円(プランニング及び取組に係る費用)
- ②数値目標を達成した大企業・中小企業事業主 30万円

● ご利用の方法

支給申請書等必要書類や、詳しい内容については下記までお問い合わせください。 ※両立支援等助成金としては、上記以外にも、事業所内保育施設設置・運営等支援 助成金があります。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

URL http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

お問い合わせ先

山形労働局 雇用均等室

TEL. 023-624-8228 FAX. 023-624-8246

女性の活躍推進や仕事と家庭の両立支援に取り組みたい

山形いきいき子育て応援企業総合支援事業 113

「女性の活躍推進」や「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業等を宣言企業、実践 (ゴールド)企業、優秀(ダイヤモンド)企業として登録、認定し、総合的な支援を実施

● 対象となる方

県内に活動拠点を有する企業、事業所、法人、団体等(国、及び地方公共団体を除く)のうち、 以下のいずれかに該当する企業等

【宣言企業】認定基準のうち、2つ以上に取り組む計画がある企業

【実践(ゴールド)企業】 認定基準のうち、2つ以上に取り組んでいる企業

【優秀(ダイヤモンド)企業】 認定基準のうち、4つ以上に取り組んでいる企業

(なお、認定基準 I・IIについては必須該当項目とする)

<認定基準>

- I 女性の活躍推進
- Ⅱ仕事と家庭の両立支援
- Ⅲ出産・育児・介護等により退職した女性の再雇用等
- Ⅳ 男女がともに働きやすい職場づくり
- Ⅴ 県民の子育て支援・若者応援・地域貢献
- ※その他詳細及び「宣言企業」「実践(ゴールド)企業」「優秀(ダイヤモンド)企業」への登録・ 認定方法については下記担当までお問い合わせください。

支援の内容

- 1 以下の要件を満たした企業等に対する奨励金の交付
 - (1)女性を管理職に登用した場合。
 - ••10万円
 - (2)男性の育児休業取得者が出た場合。但し、職場に復帰して6か月以上勤務を継続してい る、若しくは継続する見込みがあり、かつ連続して7日以上の育児休業を取得することを 要件とし、7日以上の育児休業の算定には、勤務を要しない日に取得した休業は含まな いものとする。
 - ••20万円
 - (3)介護休業取得者が出た場合。但し、職場に復帰して6か月以上勤務を継続している、若 しくは継続する見込みがあり、かつ連続して7日以上の介護休業を取得することを要件 とし、7日以上の介護休業の算定には、勤務を要しない日に取得した休業は含まないも のとする。
 - ••10万円
 - (4)平成26年4月1日以降に、小学校就学前の子を養育する女性を雇用した場合。 但し、雇用後6ヶ月以上勤務を継続していることを要件とする。
 - ••10万円
- 2 女性管理職育成のための研修派遣支援金の交付

女性管理職の育成を目的として外部研修に女性職員を派遣した場合、その費用の一部を 支援します。

・・3万円上限

- 3 産業活性化支援資金(山形県商工業振興資金融資制度)における優遇金利の適用 ○優遇内容・融資利率年1.8%のところ、年1.6%に優遇
- 4 山形県競争入札参加資格者名簿(建設工事)発注者別評価点2点加点 実践(ゴールド)企業及び優秀(ダイヤモンド)企業に限る
- 5 知事との新聞紙面対談(3社/年) 優秀(ダイヤモンド)企業に限る
 - ※ 各奨励金及び産業活性化支援資金における対象、要件詳細等については、下記担当ま でお問い合わせください。

▶ご利用の方法

- 上記1、2・・申請書(所定の様式)をご提出ください。
 - ・・融資申込み時に、認定証等の証明書類を添付資料としてご提出ください。 *"* 3
 - ・・入札参加資格審査申請時に、認定証等の証明書類を添付資料としてご提出ください。
- ・・「優秀(ダイヤモンド)企業」の中で日程等調整の上、年1回(3社まで)実施します。
- ※いずれも、登録、認定企業に限ります。登録、認定には、別途応募の手続きが必要です。 ※申請書の様式など、詳細は下記までお問合せください。

お問い合わせ先

山形県子育て推進部 若者支援・男女共同参画課 男女共同参画担当

TEL. 023-630-2101 FAX. 023-632-8238

従業員を採用したい(即戦力となるUIターン者、企業OB等)

114

やまがた21人財バンク

山形県にUターンIターンして転職、就職したい方や山形県内在住の企業を退職された方と山形県内の求人企業とのマッチングをホームページ上で支援します。

● 対象となる方

【登録いただける方】

山形県外在住の方で山形県にUターンIターンして転職、就職したい方山形県内在住の熟練した技能・技術・専門知識等を有する企業退職者

【登録いただける企業】

山形県内に本社又は事業所がある企業

(山形県外在住の山形県内へのUIターン希望者又は県内在住の熟練技能・技術、専門知識等を有する企業退職者の求人をしている県内企業)

●ご利用の方法

(1)「やまがた21人財バンク」ホームページにアクセス

URL http://www.yamagata21hrb.jp

(2)求人情報を登録

次の事項がホームページに公開されます。

【求人情報公開例】

登 No		従業員数 (事業所・全体)	就業 場所	年齢	基本給(万円)	職務 内容	必要な 経験等	必要な 条件、資格
1	〇〇 株式会社	200/800	村山地域	不問	20~	広範囲な分野に おけるソフトウェア 開発業務等	会計システム 経験者歓迎	特にORACLE 有資格者



(3)UIターン人材・OB人材の紹介

●求人登録企業からUIターン人材やOB人材へのアプローチ ホームページに公開されているUIターン人材やOB人材のプロフィールを閲覧し、関心の ある登録者があれば人財バンクにご連絡ください。人財バンクからその登録者に貴社を ご紹介します。

【プロフィール公開例】

登録 No.	年齢	性別	最終 学歴	主な職歴	資格• 免許	専門知識・ 技術能力 の内容	自己 アピール	希望職種	希望 月収 総額 (万円)	希望 勤務地	希望 就職 時期
1	26	男性	大学	JAVA による WEB 系の 開発	情報処 理技術 者 (2種)	顧客との相 談、WEBデ ザイン作 成、プログラ ミング構築	海外留学の 経験あり。 英語サイト の構築もで きます。	システム エンジニア	20	最上地区 庄内地区	すぐ

●UIターン人材やOB人材から求人登録企業へのアプローチ ホームページに公開されている求人情報を閲覧し、関心のある企業があれば人財バンクに ご連絡下さい。人財バンクからその企業をご紹介します。



(4)履歴書・職務経歴書の送付や面接等について調整 求人登録企業とUIターン人材やOB人材のご意向を踏まえ、履歴書・職務経歴書の送付や 面接の実施について調整します。



採用決定

お問い合わせ先

公益財団法人山形県企業振興公社 経営支援部 TEL. 023-647-0664 FAX. 023-647-0666 山形県商工労働観光部 雇用対策課 雇用対策担当 TEL. 023-630-2711 FAX. 023-630-2376 山形県Uターン情報センター TEL. 03-5212-8996 FAX. 03-5212-9028

従業員を採用したい(就職を希望する学生等)

やまがた産業・企業・就職ガイダンス 115

本県にUIターン就職を希望する若者(学卒予定者、既卒者、社会人等)を対象に、ガ イダンスを首都圏で開催します。

● 対象となる方

山形県内に事業所を有する企業 ※採用時に県内に配属することを前提とするものではありません。

● 支援の内容

首都圏をはじめとした県外の大学等へ進学した若者を対象に、県内企業の情報を直接提供 する場を設定し、UIターンを希望する学生等の企業理解を深めることで県内企業の優秀な 人材確保を促進します。

【開催内容】

- (1)企業ブースを設置し、来場した学生等に対してプレゼンテーション・個別面談等による 企業説明を実施します。
- (2)参加できない企業向けに資料提供スペースを設置します。

【参加対象学生】

- (1)山形県内の企業に就職を希望する平成29年3月卒業予定の学生(大学3年生等)
- (2)既卒者、UIターン希望者 (3)首都圏大学就職支援担当者等、県内企業の情報を求める全ての方

【参加企業】

- (1)参加企業は公募のうえ決定します。 ※会場スペースの都合上、申し込み多数の場合は参加できない場合があります。
- (2)参加費用は無料です。ただし、会場までの交通費、パンフレット等の作成費・送料等は 企業負担となります。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 雇用対策課 雇用対策担当 TEL. 023-630-2375 FAX. 023-630-2376

116 ものづくり産業マネジメント人材育成事業

県内ものづくり産業の経営者、管理者、次世代リーダー等を対象に、ものづくり産業の方向性や事業戦略に関するセミナー・研修会を開催します。

● 対象となる方

製造業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業等の県内ものづくり産業の企業経営者、 管理者、今後企業経営を担う方等

● 支援の内容

ものづくり産業マネジメント人材育成研修会

地域企業の経営者、後継者等を対象に事業戦略やマーケティング、生産性向上等に関する知識やスキルの習得、思考の鍛錬を実施します。併せて参加者のネットワークづくりを行います。

【日 程】平成27年9月~11月(5回予定)

【参加費】20,000円(全5回)

●ご利用の方法

詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人山形県産業技術振興機構 技術部 研修課

TEL. 023-647-3154 FAX. 023-647-3139

中小企業大学校の研修 117

年間を通して経営戦略、マーケティング戦略、生産管理等に関する研修を実施してい ます。

● 対象となる方

中小企業の経営者、管理者等

● 支援の内容

座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や、製造業等に おける現場改善演習などの実践的な方法による以下の研修を実施しています。

- ●経営課題解決につながる応用力を身につけるための経営全般に関する長期間の研修 ●経営戦略、販路開拓、生産、財務、労務の管理等の経営課題解決型の研修 ●グローバル化、IT経営等の課題に対応した研修

<6月以降開講予定の研修>

長期コース

コース No.	研修テーマ	期間		日程		定員	受講料
15-51	経営管理者養成コース(第23期)	24日間 (毎月4日間×6か月)	7月7日	~	12月18日	20名	293,000円
15-52	工場管理者養成コース(第21期)	18日間 (毎月3日間×6か月)	8月5日	~	1月15日	20名	179,000円

短期コース

	短期 コース						
コース No.	研修テーマ	期間		日程		定員	受講料
15-08	新任管理者の養成(夏期)	3 日間	6月8日	~	6月10日	30名	31,000円
15-09	取引拡大の戦略	3 日間	6月9日	~	6月11日	20名	28,000円
15-10	女性が輝くためのスキルアップ	3 日間	6月22日	~	6月24日	40名	28,000円
15-11	品質管理	3 日間	7月6日	~	7月8日	30名	28,000円
15-12	管理者のリーダーシップ強化(夏期)	3 日間	7月13日	~	7月15日	40名	28,000円
15-13	経営トップセミナー Ι	1 日間	7	月17日	3	40名	16,000円
15-14	OJTで育てる自律型社員	3 日間	7月21日	~	7月23日	30名	28,000円
15-53	IT活用による経営課題解決講座	2日間	7月22日	~	7月23日	30名	22,000円
15-15	顧客に信頼される提案型営業	3 日間	7月28日	~	7月30日	30名	28,000円
15-16	経営戦略にもとづく人事制度の構築	6日間	9月15日	~	11月13日	20名	50,000円
15-17	新任管理者の養成(秋期)	3日間	10月7日	~	10月9日	30名	31,000円
15-18	ケースで理解する利益計画・資金計 画	3日間	10月20日	~	10月22日	20名	28,000円
15-19	現場改善(秋期)	4 日間	10月27日	~	10月30日	35名	38,000円
15-20	成果を出す新規顧客開拓	3 日間	11月9日	~	11月11日	35名	28,000円
15-21	社員も会社も伸びるチームマネジメ ント	3日間	1月19日	~	1月21日	35名	28,000円
15-22	管理者の戦略思考力強化	3 日間	1月20日	~	1月22日	30名	28,000円
15-23	管理者のリーダーシップ強化(冬期)	3 日間	1月25日	~	1月27日	40名	28,000円
15-54	海外への展開とその実務	3日間	1月27日	~	1月29日	25名	28,000円
15-24	魅力を喜めるマーケティング戦略	4 日間	2月2日	~	2月3日	20名	35,000円
15-24	魅力を高めるマーケティング戦略	4口间	2月24日	~	2月25日	201	35,000
15-25	経営トップセミナー Ⅱ	1日間	:	2月4日	1	40名	16,000円

コース No.	研修テーマ	期間		日程		定員	受講料
15-26	意思決定のための利益とキャッシュ フロー	3 日間	2月15日	~	2月17日	20名	28,000円
15-27	コストマネジメント	3 日間	2月17日	~	2月19日	25名	28,000円
15-28	中小企業の法務と労務	4 日間	2月23日	~	2月26日	20名	35,000円
15-57	女性の活躍 応援講座	3 日間	3月1日	~	3月3日	30名	28,000円
15-29	チームを巻き込む管理者の自己変革	3 日間	3月8日	~	3月10日	35名	28,000円
15-30	管理者のマネジメント力強化	3 日間	3月9日	~	3月11日	30名	28,000円

●ご利用の方法

- ・研修は、通年行われています。応募者が多数のコースは、「キャンセル待ち」とさせていただく場合もあります。受講を希望される場合は、お早めにお申込み下さい。研修のプログラム及び受講申込の方法については、仙台校ホームページをご覧ください。ホームページは、キーワード「仙台校」で検索してください。
- ・ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

中小企業大学校 仙台校

TEL. 022-392-8811 FAX. 022-392-8812

118

職業能力開発支援事業

産業界及び教育機関との連携により、職業に必要な技術、技能及び知識を習得するための各種の教育訓練や研修等を実施しています。

● 対象となる方

庄内地域の企業で働いている方

● 研修の概要

	職務レベルに応じた役割と責任を理解し、 リーダーシップ、後輩指導、マネジメントなと 研修を実施します。						
階	講座名		時間数	実施時期	定員	受講料	
層	若手社員ステップアップ研修		12	10月	20名	10,000円	
別	中堅社員研修		12	9月	25名	10,000円	
	職場リーダー研修		14	7月	25名	12,000円	
	管理者研修		14	10月	20名	12,000円	
職能	業種・職種によって異なる仕事の専門性を め、各種の教育訓練・研修や資格取得を目				る人材を育	育成するた	
別	講座名		時間数	実施時期	定員	受講料	
製	機械加工の基礎知識			6月	10名	9,800円	
造業	シーケンス制御基礎講座			10月	8名	6,000円	
業	[機械保全]技能検定準備講座			11月~12月	25名	8,000円	
	業種・職種に関係なくビジネスの現場で幅成ケーション、情報処理などの各分野でテーマ	スの現場で幅広く役立てられるマーケティング、企業会計、コミュニ 各分野でテーマを絞り研修を実施します。					
ビ	講 座 名		時間数	実施時期	定員	受講料	
ジ	営業・セールス研修		12	6月	20名	10,000円	
ネ	入門!決算書の読み方使い方			8月	20名	4,800円	
ス	教育訓練マネージメント		13	9月	20名	6,000円	
スキ	ロジカル・コミュニケーション		7	9月	20名	6,000円	
ヤ ル	メンタルヘルスセミナー		7	8月	20名	6,000円	
ア	アサーション研修		6	7月	15名	5,000円	
ッ	データベース入門			6月~7月	10名	12,300円	
プ	EXCELマクロとVBAプログラミング			9月~10月	8名	15,000円	
	発想型仮説力によるビジネス創造講座		20	2月~3月	15名	12,000円	
	MQ会計実践セミナー		16	9月	15名	1,2000円	
	オーダーメイド研修	企業の要	望に応じ	てテーマを設定	し研修を実	施します。	

●ご利用の方法

各講座の詳しい内容、開講日時、申し込み方法など詳細については、庄内産業振興センターのホームページをご覧ください。(キーワード「庄内産業振興センター」で検索) ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公益財団法人庄内地域産業振興センター TEL. 0235-23-2200(代) FAX. 0235-23-3615

119

認定職業訓練助成事業

中小企業事業主等が行う職業訓練に対し、支援しています。

● 対象となる方

【助成対象】

中小企業事業主及びその団体

【参加対象】

中小企業事業主等に雇用されている社員

● 支援の内容

県が認定した職業訓練(※)を行う中小企業及びその団体に対し、その訓練に要する経費を 2/3を上限として助成するものです。なお、中小企業事業主は、他の中小企業事業主等が 行う上記訓練に対して自社の社員を参加させることもできます。

※県が認定した職業訓練とは、中小企業及びその団体が実施する職業訓練の教科、訓練期間、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合していることを、中小企業及びその団体からの申請に基づき県が認定した職業訓練です。

【留意事項】

・助成を受けるためには補助要件を満たしている必要があります。補助要件については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【中小企業事業主等が職業訓練に対する補助を受けたい場合】 山形県商工労働観光部 雇用対策課 技能五輪・アビリンピック推進室 TEL. 023-630-2554 FAX. 023-630-2376

【中小企業事業主等が自社で雇用している従業員に県に認定された職業訓練を受けさせたい場合】

各認定職業訓練施設(巻末 関係機関連絡先一覧参照)

技能五輪・アビリンピックへの参加者を育成したい

120 技能五輪・アビリンピック選手育成助成金

技能五輪全国大会又は全国アビリンピックに参加する選手を育成する企業等に助成金を交付します。

● 対象となる方

県内に事業所等を有する企業、学校等(学校教育法及び職業能力開発促進法に基づき設置された施設)、競技職種等関係団体又は社会福祉法人等

● 支援の内容

(1)助成対象事業

平成27年度及び平成28年度に開催される技能五輪全国大会又は平成28年度に開催される全国アビリンピックへの参加を目指し、雇用する労働者又は生徒等に対して実施する技能向上訓練

(2)育成する選手の年齢要件

技能五輪全国大会:平成4年1月1日以降に生まれた者 (ただし、「メカトロニクス」「和裁」「情報ネットワーク施工」の各職種は、平成3年 1月1日以降に生まれた者)

全国アビリンピック:平成28年4月1日現在で、満15歳以上の者

(3)助成金額

一企業・団体当たり20万円を上限とします。ただし、平成27年度技能五輪全国 大会に選手が出場する場合又は平成27年度アビリンピック強化指定選手に指定さ れた場合は、選手1名あたり10万円を上限として、助成金の額を増額できるものと します。

(4)助成金の対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに行われた技能向上訓練を対象 とします。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 雇用対策課 技能五輪・アビリンピック推進室 TEL. 023-630-3265 FAX. 023-630-2376

技能五輪・アビリンピックへの参加者を育成したい

121 若手技能者技術研修等支援助成金

「やまがた技能五輪・アビリンピック2016」への出場を目指す若手技能者(選手候補者)を育成するために、当該技能者が勤務する企業等が山形~名古屋便を利用する場合、航空運賃の一部を助成します。

● 対象となる方

【助成対象者】

「やまがた技能五輪・アビリンピック2016」への出場を目指す県内若手技能者(選手候補者)、当該技能者が勤務する企業の役員・社員、当該企業が所属する企業団体の役員・事務局員

【助成金交付を受ける者】 上記の助成対象者が所属する企業・団体

● 支援の内容

- (1)対象となる利用
 - 山形~名古屋間を利用し、かつ下記の①又は②に該当する利用
 - ①助成対象者が中京圏で技術研修等を行う際の利用
 - ②若手技能者育成のための中京圏の技術者等を招聘する際の利用
- (2)対象期間
 - 平成27年4月~平成27年10月末(予定)
 - ※ただし、対象期間内であっても助成予定数に達し次第終了とする。
- (3)助成額

航空運賃及び宿泊費の2/3、又は40,000円のいずれか小さい額

(4)助成予定数

計25往復(片道換算50席分)

お問い合わせ先

山形空港利用拡大推進協議会事務局(県交通政策課)

TEL. 023-630-3086 FAX. 023-630-3082

やまがた技能五輪・アビリンピック推進協議会事務局(県雇用対策課)

TEL. 023-630-3245 FAX. 023-630-2376

若年技能者の育成を図りたい

122

若年技能者人材育成支援等事業 「ものづくりマイスター等」による 若年技能者への実技指導

「ものづくりマイスター等」を派遣し、若年技能者へ実技指導を実施します。

● 対象となる方

中小企業及び学校等

● 支援の内容

中小企業や工業高校等に「ものづくりマイスター等」を派遣し、若年技能者へ実技指導を行います。(ただし、全国大会参加選手に選考された選手の強化訓練は該当しません。) 【経費等】

①実技指導用材料費

上限額:受講者材料費1人一日あたり2,000円

②講師謝金及び講師旅費

企業等:1回(日)3時間で20回まで(製造業・建設業のマイスター職種に限る、その他の

職種は10回まで)

学校等:1回(日)3時間で10回まで(製造業・建設業のマイスター職種に限る、その他の

職種は5回まで)

また、全国大会参加選手等に対しては、以下のような助成等もあります。

〇技能五輪(若年者ものづくり競技大会)選手等への助成標記全国大会へ参加する選手と指導者の旅費、選手の工具等の運搬費を助成します。(中小企業及び学校等に限ります)

【経費等】

- ①選手については旅費(規定額)と工具等運搬費の実費
- ②指導者については旅費(選手1人につき1人分)
- 〇技能五輪(若年者ものづくり競技大会)視察 (バスツアー)

バスの借り上げによる標記全国大会視察ツアーを企画し、参加者を募集します。 【経費等】

- ①技能五輪全国大会(千葉市 幕張メッセ:平成27年12月4日~6日(1泊3日)) ※宿泊費・食事代は参加者負担
- ②若年者ものづくり競技大会(山形市 山形ビッグウイング他:平成27年7月29日) ※食事代は参加者負担

お問い合わせ先

山形県職業能力開発協会 技能振興コーナー TEL. 023-645-3131 FAX. 023-644-2865

従業員の能力や技術力をレベルアップしたい

123

在職者訓練

県立職業能力開発施設において在職者訓練を実施します。

● 開催概要

働きながら技能習得、スキルアップができる各種講座を実施しています。 技術の進展、高度化に対応できる技能の習得をお考えの方、従業員に新たな技能、知識を 習得させたい事業主の方など、ぜひご活用ください。

- ①公開講座 < 平成27年度40コース実施 >
- ◎主な講座(会場:産業技術短期大学校)

機械工学セミナー(材料力学・材料工学編など)、ものづくり・サービス改善セミナー、電子情報セミナー(PCベース計測制御プログラミングの基礎など)、社内ネットワーク構築講座、建築2次元CAD入門・実践講座、BIMの概念と建築3次元CAD入門講座、建築設備設計入門(空気調和設備編 $I \cdot II$)

◎主な講座(会場:産業技術短期大学校庄内校)

3次元CAD入門、マシニングセンタ入門、マイコン計測・制御入門、ホームページ作成技法入門マーケティング戦略の基礎、工業簿記入門、コンピューター会計入門

- ②向上訓練く平成27年度43コース実施>
- ◎主な講座(会場:山形職業能力開発専門校)

仕事の教え方、改善の仕方、人の扱い方、安全作業のやり方、表計算活用、表計算マクロ基礎 プレゼンテーション基礎、データーベース基礎、CAD基礎、ビジネススキル講座、ネットワーク基礎 表計算基礎、ホームページ作成基礎、パソコン基礎、在宅ワーク基礎

◎主な講座(会場:庄内職業能力開発センター)

アーク溶接特別教育、造園工事作業の作業試験対応、造園工事作業の要素試験対応

● ご利用の方法

詳しい日程・内容については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【公開講座】

山形県立産業技術短期大学校

TEL. 023-643-8431 FAX. 023-643-8687 山形県立産業技術短期大学校庄内校

TEL. 0234-31-2300 FAX. 0234-31-2770 【向上訓練】

山形県立山形職業能力開発専門校

TEL. 023-644-9227 FAX. 023-644-6850

山形県立庄内職業能力開発センター

TEL. 0234-31-2700 FAX. 0234-31-2710

労働問題についての相談受付 124

県による窓口

山形県では、県内に5つの労働相談窓口を設置し、うち4つの窓口(総合支庁)では労働相談 員(社会保険労務士)による相談も受け付けています。

◆主な相談内容

・採用や処遇、解雇、賃金や労働時間、退職金等について。その他労働に関すること全般 【受付時間】

月曜日~金曜日 8:30~17:15(但し、年末年始及び国民の祝日を除きます。)

	TEL / E-mail
山形県	TEL: 023-630-2378
商工労働観光部 雇用対策課	E-Mail: ykoyo@pref.yamagata.jp
村山総合支庁	TEL: 023-621-8438
産業経済部 産業経済企画課	E-Mail: ymurayamasangyo@pref.yamagata.jp
最上総合支庁	TEL:0233-29-1310
産業経済部 産業経済企画課	E-Mail: ymogamisangyo@pref.yamagata.jp
置賜総合支庁	TEL:0238-26-6097
産業経済部 産業経済企画課	E-Mail: yokitamasangyo@pref.yamagata.jp
庄内総合支庁	TEL:0235-66-5491
産業経済部 産業経済企画課	E-Mail: yshonaisangyo@pref.yamagata.jp

E-mailによる相談の申し込みも受付けております。後ほどこちらから御連絡しますので、 必ず連絡先をご記入ください。E-mailアドレスは、上記記載の通りです。 〇件名の欄に「労働相談」と入力してください。 〇相談内容をご記入の上、お住まいの地域にご相談ください。

○労使の別、雇用形態、業種、職種、労働組合の有無など詳細な情報をご記入いただくと、 より的確なご回答ができます。

【社会保険労務士による相談】

労働相談員(社会保険労務士)による相談を下記の日程で行っています。

水曜日 村山総合支庁 13:00~16:30 木曜日 最上総合支庁 13:00~16:30 火曜日 置賜総合支庁 13:00~16:30 金曜日 庄内総合支庁 13:00~16:30

また、労使間のトラブルでお悩みの方は、山形県労働委員会(県庁14階、 電話023-630-2793)にご相談ください。

● 国による窓口

労働問題に関する相談、情報の提供にワンストップで対応します。職場でのトラブルでお困 りの方は、個別労働紛争解決制度をご利用ください。労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ、解雇、雇止めなど、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からのご相談を、専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

コーナー名	TEL
山形労働局総合労働相談コーナー(山形労働局企画室内)	023-624-8226
山形総合労働相談コーナー(山形労働基準監督署内)	023-624-6211
庄内総合労働相談コーナー (庄内労働基準監督署内)	0235-22-0714
米沢総合労働相談コーナー(米沢労働基準監督署内)	0238-23-7120
新庄総合労働相談コーナー(新庄労働基準監督署内)	0233-22-0227
村山総合労働相談コーナー(村山労働基準監督署内)	0237-55-2815

労使間の紛争解決を図りたい

125

労働相談会

労使紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、労働委員会委員による労働相談会を 開催します。

● 対象となる方

- ・山形県内に所在する事業所の事業主
- ・山形県内に所在する事業所に勤務している(又は勤務していた)労働者

● 支援の内容

【開催日時】

10月中旬頃を予定

【開催会場】

山形市と酒田市で開催予定

【料金】 無料

主として個々の労働者と事業主との間で発生した労働条件に関するトラブル(解雇、賃金、一時金、退職金、労働時間、休日・休暇、配置転換、出向、セクハラ、パワハラ、いじめ等)を対象としますが、相談者から要望があれば、集団的労使紛争の相談や一般的な労働相談にも対応します。

●ご利用の方法

電話による事前予約申込みを原則としますが、相談会当日の会場での直接申込みについても対応します。

※詳細は、山形県労働委員会HPを御覧ください。

山形県労働委員会

検索を

お問い合わせ先

山形県労働委員会(山形県庁14階)

TEL. 023-630-2793 FAX. 023-630-3160 yrodoi@pref.yamagata.jp

労使間の紛争解決を図りたい

126 労使間の紛争解決(山形県労働委員会)

労働組合や労働者個人と使用者の間で労働関係の紛争が起こり、当事者のみでは解決が難しくなった場合に、公平な第三者として紛争の解決をお手伝いするのが労働委員会の役割です。

山形県労働委員会は、知事から任命された公共の利益を代表する公益委員5名(弁護士、大学教授などの学識経験者)、労働者を代表する労働者委員5名(労働組合の役員など)、使用者を代表する使用者委員5名(会社役員など)の15名の委員で構成されています。

● 相談内容

労使間のトラブル(賃金、一時金、退職金、労働時間、休日・休暇、解雇、配置転換、出向、 セクハラ、パワハラ、いじめ等)に関する電話相談を行っています。

労働委員会を利用する際の費用は一切かかりません。委員や事務局職員が職務上知り得た秘密は、法律によって他に漏らすことを禁じられています。どうぞ安心してご利用ください。

○集団的労使紛争の調整

労働組合と使用者との間の紛争のあっせん*・調停・仲裁を行い、紛争解決に向けてお手 伝いをします。

○個別労働関係紛争のあっせん※

個々の労働者と事業主との間の紛争のあっせんを行い、紛争解決に向けてお手伝いをします。

※あっせんとは

あっせんとは、あっせん員が当事者双方の事情をそれぞれお聞きし、解決に結びつく合意 点を探りながら、話し合いによる解決に向けてお手伝いするものです。

【労働委員会が行うあっせんの利点】

労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員が、三者構成(公益側代表、労働者側代表、 使用者側代表)で一体となって丁寧なあっせんを行います。

〇不当労働行為の救済

労働者あるいは労働組合の申立てに基づいて使用者による労働者の団結権侵害の事実の存否について審査し、不当労働行為の事実があると認めた時は使用者に対して命令を行います。

お問い合わせ先

山形県労働委員会(山形県庁14階)

TEL. 023-630-2793 FAX. 023-630-3160 ■ yrodoi@pref.yamagata.jp

127 ジェトロ山形による海外展開支援

日本貿易振興機構(ジェトロ)は、海外57カ国76事務所・国内42事務所等※のネットワークを通じ、海外ビジネスの成功を目指す企業の皆様の「海外経済・貿易情報を入手したい」、「貿易投資実務について知りたい」、「海外取引先を開拓したい」、「海外進出をしたい」等といったご要望に合わせたメニューを取り揃えてお待ちしております。各企業様のニーズに応じたサービスをご提案・ご提供させていただきますので、海外事業をご検討の企業様はぜひお気軽にジェトロ山形までお問い合わせください。 ※事業所数は2015年4月1日現在

● 対象となる方

新規に海外販路開拓を検討中の方、海外取引の拡大をお考えの方、海外への進出を検討 されている方等

● 支援の内容

A. 海外経済·貿易情報を入手したい

(1) ジェトロウェブサイト 「国・地域別情報」※無料

最新ニュース、統計、実務の手続きからジェトロのサービスまで、世界の各種ビジネス情報をジェトロのホームページからご覧頂けます。

(2)セミナー・講演会※無料(一部有料)

国際ビジネスに役立つセミナー・講演会を随時開催しています。

<2015年度上半期開催予定>

5月26日 香港食品市場セミナー(山形市)

6月8日-9日 貿易実務講座·入門初級編in山形会場(山形市)

6月10日 貿易実務講座・ビジネス英語編(山形市)

6月 「農林水産物・食品」輸出商談スキルセミナー(山形市)

7月9日-10日 貿易実務講座·入門初級編in庄内会場(三川町)

9月 安全保障貿易管理説明会(山形市) 9月 地理的表示セミナー(山形市)

※日程・内容は変更・追加となる場合があります。

※年間のイベントスケジュールは、ジェトロ山形ウェブサイト>サービス>2015年度年間イベントスケジュールからご確認頂けます。

http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/yamagata/

※その他の開催情報(東京や仙台での開催情報等)は、ジェトロTOPページ>ニュース・イベント>イベント情報よりご確認頂けます。

http://www.jetro.go.jp/events/

(3)世界は今 -JETRO Global Eye-「国際ビジネス情報番組」※無料

世界の経済・産業の最新動向や貿易・投資などの国際ビジネスに役立つ情報をテレビやインターネットを通じ、皆様にお届けしています。

•日経CNBC(CS放送) 毎週水曜日 20:50-21:00

毎週日曜日 22:00-20:10(再放送)

・インターネット放送局 これまでの放送を、無料・登録不要で視聴できます。 放送例)

ミラノ万博 まもなく開幕!-日本館からのメッセージとは-(2015年3月25日) 海外へ売るための知恵と工夫-日本産果物の挑戦-(2013年8月7日)※寒河江市出演

(4)ビジネスライブラリー※無料

世界の統計、会社・団体名簿、貿易・投資制度、関税率表、貿易・投資実務書など各種資料やデータベースを取り揃えております。

(5)世界のビジネスニュース(通商広報)/出版物※有料(一部無料)

他のメディアでは得にくい国際ビジネス情報をジェトロならではの正確さと信頼性でお届けします。

- ・世界のビジネスニュース 日刊「通商弘報」
- •国際ビジネス情報誌 月間「ジェトロセンサー」

B. 貿易・投資について相談したい、知識を得たい

(1)貿易投資相談※無料

「これから輸出を始めたいが何から始めたらよいか」「輸出入に関する手続きの流れや法規制について知りたい」等の疑問・質問に対し、貿易アドバイザーによる個別相談を実施しています。

(2) 海外ブリーフィングサービス※無料

ジェトロの70箇所を超える海外事務所にて、一般経済事情や現地商習慣等ビジネス環境について、スタッフが情報提供を行います。

お申込受付期間:ご訪問希望日の6週間前より日本ご出発の4営業日前まで

(3)海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス※無料

- ①自社商品の輸出可能性、競合品、現地ビジネス習慣・トレンドについて、海外からコーディネーター(現地在住の専門家)がお答えします。コーディネーターの配置分野・地域は、ウェブサイトにてご確認下さい。
- ②海外出張時にコーディネーターからブリーフィングを受けることができます。

(4) 貿易実務オンライン講座※有料

アニメーションを使った分かりやすいeラーニング教材で、いつでもどこでも貿易実務を学習することができます。「基礎編」「応用編」「英文契約編」「中国輸出ビジネス編」の4講座を取り揃えています。

(5)知的財産保護関連サービス※無料(一部有料)

海外ビジネスでの知的財産権侵害リスクの回避方法や、海外市場での模倣品問題の解決に役立つ以下のサービスを提供しています。

<知る>

セミナー・冊子・ウェブ・ニュースレター・面談を通じた情報提供※無料

※各国別模倣対策マニュアル等はジェトロのウェブサイトからダウンロード可

<参加する>

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)を通じた知的財産保護活動

<相談する>

ジェトロの本部に専門家を配置し、海外の知的財産関連の相談を受け付けています。 (無料)

<活用する>

- •中小企業海外侵害対策支援事業※費用助成
- 海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業向けに、ジェトロが調査費用等を助成します。
- •中小企業商標先行登録調查•相談※無料
- 海外展開予定の中小企業向けに、自社商標の海外での先行登録状況を無料で調査 しています。
- •中小企業外国出願支援事業※費用助成
- 海外への事業展開等を計画している中小企業向けに、外国出願にかかる費用の一部を助成しています。
- ・日本発知財活用ビジネス化支援事業
 - 中堅・中小企業の知的財産を活用した外国でのビジネス展開の促進を支援します。

C. 海外取引先を開拓したい

(1)引き合い案件データベース(TTPP)※無料

日本と170カ国余をつなぐ国際ビジネスマッチングサイトです。ウェブサイトで国内外約2万件以上のビジネス案件を検索・閲覧でき、あなた自身のビジネスをPRできます。

(2) 海外ミニ調査サービス※有料

海外取引の足がかりとしての「取引先候補企業検索」、スーパーでの「店頭小売価格」、「関連法規制現地語(現地語原文)入手」、「統計資料入手」といったワンポイント情報収集のお手伝いをします。

(3) 見本市・展示会の出展支援※有料(一部無料)

①ジャパン・パビリオンへの出展支援※有料

ジェトロが主催・参加する海外見本市・展示会への出展をサポートします。出展情報はジェトロTOPページ>ニュース・イベント>イベント情報>展示会・商談会からご確認頂けます。

②見本市・展示会データベース(J-messe)※無料 業種や開催地ごとに見本市・展示会情報を検索できるほか、世界の見本市・展示会 場、見本市・展示会レポート、月間ランキングなど、さまざまな見本市・展示会トピッ クスをご提供しています。

(4)海外バイヤー招聘※無料

海外から有力なバイヤーや代理店候補を招聘し、海外市場開拓を目指す日本企業の皆様とのマッチングのための個別商談会を開催しています。

開催情報はジェトロTOPページ>ニュース・イベント>イベント情報>展示会・商談会からご確認頂けます。

(5)輸出有望案件支援サービス※無料

機械・部品、環境・エネルギー製品、農林水産・食品、デザイン製品・伝統産品、日用品、ファッション(アパレル・テキスタイル)、サービスの各分野において、各分野の販路拡大の専門家が、お客様の製品や会社の状況にあわせて、輸出戦略の策定、マーケット・バイヤー情報の収集から海外見本市の随行、商談の立会い、契約締結までを一貫してお手伝いします。

(6)BOP/ボリュームゾーン・ビジネス相談※無料(一部有料)

途上国でのBOP(Base of the Economic Pyramid)ビジネスに関し、現地事業に精通する「BOP/ボリュームゾーン・ビジネスコーディネーター」による現地情報の収集やビジネスアイディアの検証からビジネスの具体化に向けたパートナーの発掘まで一貫してお手伝いします。

D. 海外進出を実現したい

(1)海外における支援サービス※無料

海外事務所において現地の経済・産業・制度情報、ビジネス環境等各種情報を提供します。また、個別相談により、問題の解決支援を行います。

・海外投資アドバイザー

アジア主要国では、実務経験豊富な海外投資アドバイザーが投資・貿易に関する現地制度や産業情報の収集・提供、諸手続を中心にきめ細かいアドバイスを行い、在外日経企業をサポートします。

・中小企業海外展開現地支援プラットフォーム ASEAN、中国、インド、ブラジル等、新興国を中心に海外展開支援プラットフォーム を展開しています。各協力期間とのネットワークを駆使し、中小企業が必要とするサービスの提案や紹介、取次ぎ等を一元的に行います。

(2)ビジネス・サポートセンター※有料

短期のオフィススペースの提供とアドバイザーによるコンサルティング・サービスで、海外ビジネス立ち上げ時のコストとリスクを軽減します。

対象地域:タイ(バンコク)、フィリピン(マニラ)、インド(ニューデリー、ムンバイ、チェンナイ)、ベトナム(ハノイ)、ミャンマー(ヤンゴン)

(3)ミッション派遣※有料

- ①日本企業の皆様の関心が高い、あるいは情報ニーズが高いものの単独では情報 入手が困難な海外市場、有望投資先に向けてミッション(視察団)を派遣します。 開催情報はジェトロTOPページ>ニュース・イベント>イベント情報>ミッションから ご確認頂けます。
- ②現地ビジネス情報の提供、商業施設・生産現場・工業団地等の視察、現地政府や現地日経企業関係者との意見交換、現地パートナー候補ともビジネス・マッチングなど、多彩なプログラムで皆様の市場開拓・海外進出をサポートします。
- ③現地パートナー候補とのビジネスマッチング機会の提供に特化した「海外商談会」も 実施しています。

(4)国際即戦カインターンシップ※費用助成

日本の若手人材を開発途上国の政府、政府関係機関、業界団体、現地企業、日経企業等に派遣し、海外での実務的なインターンシップ(就労体験)を通じて、日本と派遣国の経済協力強化、及びビジネス関係の発展を担う架け橋と成り得る人材を育成します。

募集概要(予定)

- ・派遣先 開発途上国の政府系機関、業界団体、現地・日経企業等
- -派遣期間 2015年9月~2016年2月末までの期間に2~6ヶ月間
- ·募集期間 2015年4月~6月
- ・応募条件 日本国籍を有していること、基礎的な英語力を有すること 等

(5)地域間交流支援(RIT)事業

地域間交流支援(Regional Industry Tie-Up: RIT)事業(RIT 事業)では、日本各地の中小企業の皆様がグループ単位で海外地域との間でビジネス交流を進め、商談することを支援いたします。商談の結果、輸出や技術提携、共同製品開発等が行われ、ひいては地域産業活性化に資することを目的としています。

E. その他

(1)ジェトロ山形メールマガジン※無料

毎月1日と15日の2回、セミナー・展示会情報、世界の動向、出来事などを紹介するにとどまらず、ビジネス英語ワンポイント・レッスン、言葉からみた中国の時事問題、米国のベンチャー事情等、企業皆様の参考になる情報も満載です。 ジェトロTOPページ>国内事務所>ジェトロ山形>メールマガジンから、どなたでも無料でご登録頂けます。



お問い合わせ先 (独)日本貿易振興機構 山形貿易情報センター(ジェトロ山形)

TEL. 023-622-8225 FAX. 023-623-1014 MAIL . YAT@jetro.go.jp

128 山形県国際経済振興機構(国際機構)による支援

山形県内事業者の県産品輸出や海外でのビジネス展開を支援しており、海外ビジネスに役立つ各種サービスを用意しておりますのでご相談ください。

● 対象となる方

海外ビジネスに取り組もうとする県内事業者又は海外販路開拓に取り組む 県内事業者

● 支援の内容

(1)助成事業

①海外事業展開助成事業(山形県委託事業)

助成対象	海外との取引を始めるための海外市場調査や信用調査、輸出のための 検査・証明書等の取得、海外向け商品デザイン開発等に係る費用
助成限度額	50,000円若しくは経費の1/2のいずれか低い額 ※上限50,000円まで複数回利用可能です。

②海外渡航費助成事業(一般会員限定)

助成対象	一般会員が海外の商談会・見本市等に参加するための渡航費用
助成限度額	40,000円/ロ ※会費口数3口を利用限度回数とします。

③国内外商談会出展費助成事業(一般会員限定)

助成対象	一般会員が国内外の商談会・見本市等に出展する際の出展費用 (ブース出展料・装飾費、機材レンタル料、通訳雇用費、輸送費等)
助成限度額	実費又は50,000円のいずれか低い額 ※会員あたり1回限り利用可能です。

④ジェトロ主催海外商談会出展費助成事業(一般会員限定)

助成文	対象	ジェトロが募集する海外の商談会・見本市等に一般会員が独自に出展する経費(ブース出展料・装飾費、機材レンタル料、通訳雇用費、輸送費等)
助成限	度額	実費又は100,000円のいずれか低い額 ※会員あたり1回限り利用可能です。

(2)相談受付サービス

海外ビジネスに関する相談をお受けします。【相談受付ダイヤル:023-687-1127】

(3)情報提供サービス

海外ビジネスに関する情報を機構ホームページ、メールマガジン等で提供します。 ただし、メールマガジンの配信を受けるには、当機構への入会が必要です。

〈メールマガジン概要〉

- ◆発行日 毎月2回 10日・25日 ※ 臨時号あり。
- ◆配信内容 ・商談会・セミナー情報
 - ・海外の最新経済事情、ビジネス環境等の紹介等

〈ホームページアドレス〉

URL http://www.yamagata-export.jp/

(4)取引支援

○翻訳サービスを行います。(日本語⇔中国語、日本語⇔英語) 当機構の会員は、一部無料で翻訳サービスを利用できます。

(5) 販路開拓サポート

商談会・プロモーション等により海外販路の開拓をサポートします。商談会等のスケジュー ルについてはお問い合わせください。

※入会のご案内

【年会費】

1口3万円 -般会員(県内の法人・団体・個人) 1口5千円 賛助会員(県内外の法人・団体・個人)

【会員の特典】

各助成事業の利用(一般会員のみ)・翻訳サービス(英語、中国語)の 一部無料利用、メールマガジンの受信等があります。 詳しくは下記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

一般社団法人山形県国際経済振興機構(国際機構) TEL. 023-687-1127 FAX. 023-687-1129 ✓ y-es@y-es.or.jp

海外での事業化に向けて事前に調査したい、計画を立てたい

129

海外ビジネス戦略推進支援事業

海外市場に活路を見出そうとしている中小企業・小規模事業者を対象に、海外展開に向けた戦略策定や販路開拓を目的としたF/S(実現可能性調査)のほか、海外取引を目的としたWebサイト構築、物流体制の構築も支援します。

● 対象となる方

次に該当する中小企業者または中小企業グループなど

- 海外の事業展開に熱意、やる気があり、経営ビジョンが明確
- ・人員体制や資金調達能力がある
- 自社の強みがある

● 支援の内容

①海外事業計画策定支援

申請時に作成した海外展開計画書をもとに、専門家(シニアアドバイザー)のアドバイスを受けながら、ご自身で「事業環境分析」「ビジネスモデル分析」をし、海外事業計画を策定します。

②海外での現地調査(F/S)支援

海外事業計画策定に基づく国内予備調査を行い、問題・課題の抽出、仮説の設定し、現地で何を確認するのかを決めていきます。

また、現地調査に同行し、現地の貴重な情報・ポイントを明確にし、仮説検証を行います。

③海外取引実施を目的としたWebサイト構築支援

既存のWebサイトについて、専門家が分析、運営、改善についてアドバイスします。

④海外販路の物流・決済支援

専門家が、Webサイトでの決済機能構築や物流方法の構築についてアドバイスします。 ※①は必須、②~④は任意選択となります。

【補助金額·補助率】

市場調査費、翻訳・通訳費、旅費、海外取引実施を目的としたWeb構築費用が対象となります。

補助金額:160万円 補助率:2/3以内

●ご利用の方法

- (1)中小機構に対し、申請を行ってください。
- (2)中小機構において、申請内容を審査し、支援企業の採択を決定します。
- (3)現地調査の実施等に対して、調査計画書や調査結果報告書等を提出していただきます。
- (4)単年度事業であり、募集内容が変わることがありますので、詳しくは募集要項をご参照ください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部 経営支援部 経営支援課

TEL. 022-716-1751 FAX. 022-716-1752

海外進出や国際取引に関する助言を受けたい

130 中小企業国際化支援アドバイス事業

海外投資や国際取引などの海外ビジネスに悩みを持つ中小企業の皆様に対し、豊富な実務知識・経験・ノウハウを持つ海外ビジネスの専門家がアドバイスを行います。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業者

● 支援の内容

〇中小企業基盤整備機構本部又は地域本部でのアドバイス 個別具体的な相談に対し、国・地域別担当のシニアアドバイザー(国際化支援)など 海外ビジネス専門家(常設)が、内容に応じて各分野で専門性の高いスキルを持つ 「国際化支援アドバイザー及び海外販路開拓支援アドバイザー(計約300名)」と 連携しながら、本部(東京)と全国9か所の地域本部(札幌・仙台・金沢・名古屋・広島・ 岡山・高松・松山・福岡)において経営支援の観点に立ったアドバイスを提供しています。

【相談料】

無料(1回2時間程度)

また、Eメールや電話でもアドバイスを受けることができます。

- ○全国10か所のワンストップ相談窓口
 - 海外展開(現地進出・販路開拓)を目指す取組を支援する相談窓口を設置しています。 ナビダイヤルで北海道から沖縄まで全国10か所の最寄りの相談窓口につながります。 お気軽にお問い合わせください。
- ◆アドバイザーによる海外現地同行アドバイス(有料) 継続的にアドバイスをお受けいただいている企業を対象に、海外での事業化可能性調査 (F/S調査)、操業前・操業後調査を実施するにあたって、アドバイザー同行により、情報 収集・調査をサポートするサービスです。割安な価格(一部企業費用負担あります)にて、 アドバイザーを派遣しています。費用詳細等についてはお問い合わせください。
 - ※お申込から審査会を経て、現地同行アドバイス実施まで1か月程度かかります。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構国際化支援センター

ナビダイヤル 0570-073-600(平日9:00~17:45)

kei−kokusai@smrj.go.jp

独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部

経営支援部 経営支援課

TEL. 022-716-1751 FAX. 022-716-1752

複数の中小企業が協働して海外展開に取り組みたい

131

ふるさと名物応援事業補助金 (JAPANブランド育成支援事業

複数の中小企業が連携して、優れた素材や技術等を活かし、その魅力をさらに高め、 世界に通用するブランドカの確立を目指す取組みに要する経費の一部を補助するこ とにより、地域中小企業の海外販路の拡大を図ります。

● 対象となる方

中小企業者(4者以上)、商工会、商工会議所、組合、NPO等

● 支援の内容

- (1)戦略策定段階への支援〈定額補助:200万円以内(下限 100万円)〉 地域中小企業が海外販路の拡大を図るため、優れた素材や技術等を活かした製品の 魅力を高め、海外のマーケットで通用するブランド力を確立する目的で、参画する中小 企業等の共通認識を醸成し、自らの現状を分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略 を策定する事業に対し、支援します。 (2)海外市場開拓段階への支援〈2/3補助:2,000万円以内(下限 100万円)〉
- 具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、海外展示会への出展 等を行うプロジェクトに対し、最大3年間の支援(単年度毎に申請・審査)を実施します。

● ご利用の方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

なお、当該事業の公募は27年度分はすでに終了しております。

お問い合わせ先

東北経済産業局 産業部 国際課

TEL. 022-221-4907 FAX. 022-223-2658

県産品の販路拡大の支援を受けたい

132

山形県産品愛用運動

県民の方々に県産品を知って、買って、使って、その良さを県外に発信していただき 県産品の消費拡大を図ることを目的に、ホームページに情報を掲載するなど、PRを 行います。

対象となる方

(1)登録企業

県内工場で製品を生産している企業(部品・素材の生産企業も対象になります。)

(2)協力店

年間を通して県産品を販売しており、かつ県産品を購入しやすいようコーナーを設置し、 県産品である旨の店頭表示を実施又は実施予定である販売店

● 支援の内容

〇企業登録

県産品製造企業の登録制度を設け、山形県産品愛用運動ホームページにおいて紹介するとともに、各種情報提供を行います。

〇協力店

県産品を積極的に販売する小売店の登録制度を設け、山形県産品愛用運動ホームページで紹介するとともに、運動の啓発物品を提供します。

● ご利用の方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、問合せ先へ提出してください。事務局で内容等を確認し協議会ホームページに掲載いたします。**協議会ホームページへの掲載は無料**です。 申込書は、以下のホームページよりダウンロードしてください。

山形県産品愛用運動ホームページ

URL http://www.y-kensanpin.jp/

シンボルマーク

キャッチフレーズ



いいよね!
やっぱり県産品

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 商業·県産品振興課 県産品振興担当

(山形県産品愛用運動推進協議会事務局)

TEL. 023-630-2190 FAX. 023-630-3371

障がい者を積極的に雇用する場合の優遇制度を知りたい

133

障がい者雇用推進事業主等からの 物品等調達優遇制度

県では、障がい者をめぐる厳しい雇用情勢の中で、積極的に障がい者を雇用している県内の事業主及び障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮し、障がい者雇用の促進と障がい者の自立を支援しています。

● 対象となる方

(1) 障がい者雇用推進事業主

競争入札参加資格者名簿に登載されていて、県内に事業所(本店、支店又は営業所) を有し、障がい者を雇用している中小企業事業主で、法定雇用義務(2.0%)を果たして いる者。

※従業員50人未満の事業所においては、1人以上障がい者を雇用しているもの

(2)障がい者就労施設等

住所又は所在地が県内にある、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項で規定する施設(就労継続支援事業所、就労移行支援事業所 など)

● 支援の内容

(1)指名競争入札において

県で障がい者雇用推進事業主等が供給を希望する物品等を調達するときは、入札相手方の指名の際に、少なくとも1者は障がい者雇用推進事業主等から指名します。

(2)随意契約において

県で障がい者雇用推進事業主等が供給を希望する物品等を調達するときは、見積書の徴収において、少なくとも1者は障がい者雇用推進事業主等を見積書徴収の相手方として選定するなどの優遇をします。

【調達対象範囲】

県の全組織で調達する物品、役務

【事業主等の登録】

(1)障がい者雇用推進事業主

登録を受けようとする事業主は、申請書を商工労働観光部雇用対策課に提出してください。なお、有効期間は西暦における奇数年の4月1日以降の登録日から翌々年の年度末(3月31日)までになります。

今から登録していただいた場合、登録有効期間は平成29年3月31日までになります。

(2)障がい者就労施設等

登録を受けようとする障がい者就労施設等の長は、届出を商工労働観光部雇用対策課に 提出してください。

●ご利用の方法

登録申請書の様式など、詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県商工労働観光部 雇用対策課 雇用対策担当 TEL. 023-630-2711 FAX. 023-630-2376